

平成25年第2回多賀城市議会定例会会議録（第4号）

平成25年6月19日（水曜日）

◎出席議員（18名）

議長 板橋 恵一

1番 柳原 清 議員

2番 戸津川 晴美 議員

3番 江口 正夫 議員

4番 深谷 晃祐 議員

5番 伏谷 修一 議員

6番 米澤 まき子 議員

7番 金野 次男 議員

8番 藤原 益栄 議員

9番 佐藤 恵子 議員

10番 森 長一郎 議員

11番 松村 敬子 議員

12番 阿部 正幸 議員

13番 根本 朝栄 議員

14番 雨森 修一 議員

15番 吉田 瑞生 議員

16番 昌浦 泰已 議員

17番 竹谷 英昭 議員

◎欠席議員（なし）

◎説明のため出席した者の職氏名

市長 菊地 健次郎

副市長 鈴木 明広

監査委員 菅野 昌治

市長公室長 菅野 昌彦

総務部長 内海 啓二

市民経済部長 伊藤 一雄

保健福祉部長 鈴木 健太郎

建設部長 鈴木 裕

総務部次長(兼)総務課長 竹谷 敏和

市民経済部次長(兼)生活環境課長 佐藤 秀業

保健福祉部次長(兼)社会福祉課長 片山 達也

建設部理事(兼)建設部次長(兼)都市計画課長 永沢 正輝

市長公室震災復興推進局長 鈴木 学

市長公室参事(兼)市長公室長補佐(行政経営担当) 吉田 真美  
市長公室参事(兼)市長公室長補佐(財政経営担当) 萱場 賢一  
市長公室副理事(兼)市長公室長補佐(政策秘書担当) 郷家 栄一  
管財課長 柴田 吉弘  
建設部次長(下水道担当)(兼)下水道課長 鈴木 弘章  
会計管理者 紺野 哲哉  
選挙管理委員会事務局長 今野 淳  
教育委員会教育長 菊地 昭吾  
教育委員会事務局副教育長(兼)教育総務課長 大森 晃  
水道事業管理者 佐藤 敏夫  
上水道部次長(兼)管理課長 阿部 博光  
◎事務局出席職員職氏名  
事務局長 伊藤 敏明  
参事(兼)局長補佐 長瀬 義博  
主事 熊谷 路子

---

午前 10 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

おはようございます。

本定例会、きょうが最終日でございますので、慎重な御審議をよろしくお願いいたします。

これより本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付いたしました議事日程第 4 号のとおりであります。

本日も議場が暑くなっておりますので、上着を脱いで御審議いただいて結構でございます。

---

日程第 1 会議録署名議員の指名

○議長（板橋恵一）

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 106 条の規定により、議長において米澤まき子議員及び金野次男議員を指名いたします。

---

日程第 2 一般質問

○議長（板橋恵一）

日程第 2、一般質問を行います。

質問の通告がありますので、順次、発言を許します。

なお、質問者並びに回答者は簡潔に要領よく発言し、議事の進行に御協力をお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

14 番雨森修一議員の登壇を許します。雨森議員。

（14 番 雨森修一議員登壇）

○14 番（雨森修一議員）

おはようございます。本日は議会最終日でございます、そしてまた、最初の一般質問者でございます。きのうから何か梅雨に入りまして非常にアヤマのきれいな季節になりました。多賀城もあやめ祭りということで御期待申し上げる季節でございます。

では、一般質問に入ります。通告に従いまして 2 件について質問させていただきます。

質問の第 1 点は、東日本大震災の記録誌の配布についてお尋ねいたします。

多賀城市は、「平成 23 年 3 月 11 日 あの日を忘れない 東日本大震災の記録」を平成 25 年 4 月 1 日に発行いたしました。多くの市民がこれを共有し、写真や人々の証言で地震の恐怖、過酷な体験と教訓を後世に残すためにも、各家庭に 1 冊ずつ配布することを望むが、市長の見解を伺うものであります。

新聞報道における記事内容によると、多賀城市は東日本大震災の被害や復旧・復興の取り組みをまとめた東日本大震災の記録を発行した。写真や人々の証言で震災の過酷な体験と教訓を伝えている。市職員の撮影や市民が提供した写真 300 枚を掲載、震災と震災の翌朝、瓦れきが山積みした工場地帯の背後で黒煙を上げて燃えている JX 日鉱日石エネルギー仙台製油所を捉えた市民提供の 1 枚が表紙となっている。車両停滞した国道 45 号線に押し寄せる津波、避難者で埋まった体育館、自衛隊の捜査活動など鮮明に写されている。ボランティアによる泥かき、炊き出しを支援する様子もおさめられた。消防隊や自衛隊の活動報告、企業のドキュメントのほかに町内会長の証言も紹介、地域ごとの震災振り返り事業で寄せられた、2 階にいれば助かったのに避難の呼びかけを聞いて動いてしまった人といった市民の声も寄せられております。A4 判、176 ページ、2,100 部印刷、支援を受けた団体や職員を派遣する自治体、企業に配布をすると。市図書館など貸し出しをしているほか、市のホームページで公開している。以上の内容で報道されました。

情報によると市民の人たちはこの震災記録をぜひ家族で見たい、知りたい思いにて市販されているのではないかとこの思いで本屋さんに問い合わせをいたしました。市販されていないということを知られた。

ここで市長にお伺いいたします。市民の生の声を申し上げます。市長は何を考えているんだ、市政に当たっているのか、これは市民の声でございます。目線をどこに置いているのか。6 万市民が一体となり千年に一度という大震災による体験、苦境の中から立ち上がろうとする日々の生活の中で、生活状況の違いがあれどもみんなが一生懸命頑張っているのではないかと。

二度と体験はしたくない大震災、しかし、天災は忘れたころにやってくる。今日、多賀城市で発行された震災記録、各家庭に 1 冊ずつ配布してほしい。それでもかなわなければ、ページ数を半分にしても、いいところだけ集めて半分でもいいんだと。発生年数カ月前、状

況を再度確認してみたい、貴重な資料として家族で教訓として伝えていきたいとしての声が多々あります。

市長、選挙公約の中で有権者に訴えることは市民の声でまちづくりであります、高い位置で市民を見る、低い場所から市民の声を聞くことが肝要ではないかと私は考えます。市長の答弁をお願いします。

議員の皆さんのお手元に配付されておりますが、これ表紙だけちょっとカラーコピーしました。このように、1冊の本でございます。聞くところによると区長さんのお手元にも配付されたということを聞いています。

第2点でございます。道路の安全対策についてお尋ねいたします。

市道留ヶ谷線と高崎大代線の交差点より旧留ヶ谷線踏切の間は高架が完成し踏切がなくなったこともあり、スピードを出している車が多くなったようであります。安全確保のためにも道路標示等の対策が求められるが、お考えを伺います。

留ヶ谷道路の事業は、完成時は平成27年3月末と聞いております。まだ約2年間ございます。最近、多賀城市内においても通行車両の大型化や、また、沖縄県ナンバーとか、あるいはまた北海道方面のナンバーの車、多く見られる。多賀城も多分に漏れずに留ヶ谷線の交通量はふえているようであります。

先月17日、市内中央三丁目みやぎ生協多賀城店の駐車場内にて交通事故が発生し、67歳の主婦の方が死亡されました。ことしになって交通事故の死亡者としては1名でございます。この間、下馬でもう1名ございました。道路事故として関連性についてはないとしても、出入り口であり交通事故死となったようにも聞いております。ちょうどオオビルの横ですか、交差点がございまして、留ヶ谷線ですが、非常に複雑な危険な場所として小学生、学童にも注意を促しております。安全確保の一貫として道路標示等を求めると、そのように考えております。市長のお考えを伺います。

ちょっと私もその現場に立っておりましたら、あるお年寄りの方がその道路を横断しようとしていました。ちょっと場所が離れておったものですからお声もかけることできなかったんですが、参考までに拡大してきました。これがこの現状でございます。市長さん、どうぞ。おばあちゃんがこうしてそこを横断しているんです。そして、横断はよくございません。だけれども、生活道の中にやはりこのおばあちゃんがつえをつきながら非常によくなった道を横断しております。タクシーが後から来まして、そのタクシーに乗ってどこかに去りました。なかなかタクシーの運転手さんも粋なものでありまして、道路の真ん中で車をとめておばあちゃんを乗せてくれました。

そういう状況でございますので、ぜひひとつ早急に御検討願いたいということ踏まえまして一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

雨森議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の東日本大震災の記録誌の配布についてですが、当初の計画では1,000部作成し記録として保存するほか、写真や原稿の投稿者及び震災直後から支援をいただいた関係機関等に配布する計画でございました。記録誌作成作業を進める中で多賀城市民や他の自治体、一般の各種団体等からの反響が予想されたことから、記録誌の無償配布や販売についての検討を行いました。

無償配布については、全戸配布する場合、数千万の経費が必要となることや、仮に配布する場合、現在居住している市民に配布することとなりますが、震災当時居住していたものの現在は市外に転出している方及び配布後に転入してくる新たな市民に対する配布を含め対応等が困難なことから、配布を断念させていただきました。

また、販売についてですが、記録誌掲載に係る資料提供者の方々の中には非売品とすることを条件に提供していただいた方もいらっしゃることから、販売することについても断念いたしました。

以上のことから、記録誌の全戸配布はできませんが、市民に記録誌を見ていただく機会をふやす対応策として、市立図書館及び市民活動サポートセンターにおいて貸し出し及び閲覧ができるようにしております。また、本市のホームページには電子ブックとして当該冊子を掲載しており、いつでも閲覧することが可能となっており、既に多くの方々に見ていただいておりますので、ぜひ御理解をお願い申し上げたいというふうに思います。

2点目の道路の安全対策についてでございますが、当該箇所は現在のところ、岩井医院前から旧留ヶ谷踏切までの区間が暫定供用中でございますが、雨森議員御指摘のとおりスピードを出す車も見受けられるところでございます。

私は、暫定供用中の状況でも道路利用者の安全確保を最優先としてしなければならないという考えでございます。つきましては、現在の暫定供用の状況で車の減速に向けてどのような道路標示等がこの現場に最適か、塩釜警察署とも協議をいたしまして、設置に向けた検討をしております。

また、多賀城生協前の車道横断につきましては、歩行者信号機のある横断歩道を利用してもらうよう到来者への働きかけを生協側にも提案してまいります。

以上です。よろしく願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

14番雨森修一議員。

○14番（雨森修一議員）

ありがとうございました。

まず最初に、2点目のほうでございます。安全道路の確保。まことに前向きな市長のお考え、拝聴いたしましてありがたく思っております。人の命は物にかえられません。この間、下馬でもございました。時間帯が3時、早朝に高校生がトラックにはねられ亡くなったと。私

もちょっと現場を見てきたんですが、それはそれとして事故の内容はわかりませんが、いずれにしましても交差点がそこにあるんですけれども、なかなかそうはいかない。きのうも私帰る途中にやはり 1 人奥さんが立っておりました。実は私も安全確認しながらあそこを横断しました。ということで、他人事ではございません。

いずれにしましても、起きたときには車が悪いと、被害者加害者の関係となりますし、非常にどちらにとりましても不幸なことでございますので、どうぞひとつよろしく願いしたいと、そのようにお願いしております。

それから、1 点目でございますが、これがなかなか難問でございます、市長、私は千年に一度というこの大震災、そういったものを 6 万市民がいろいろな形で体験しているんです。もちろん大きな 188 名のとうとい命が多賀城市内で失われました。そしてまた、家屋が全壊した、半壊した、あるいはまた大規模半壊というものがございまして、そういった方々、そしてまた、そこに行かないそれをサポートしてくれた 6 万市民の方もいるわけです。

その方々に対して、申しわけないけれども、他市では 1 万円の商品券を配布しているところもあります。それは別として、せめてこの本 1 冊を各家庭に配布して、今多賀城に 2 万 3,000 世帯ぐらいですか、ございますね。それをするだけの予算がないとか財源がないって、何を言っているんですか。お金の使い方というのは生かして使うんです。情けない、私に言わせれば。歴代の市長に一遍聞いてみたいんです。行って。全く残念です。

そして、この本を後世に伝えながら各家庭において本を開きながら子供たちと震災がもしも、大雨とか大地震とか台風とか来た際にどのような我が家の家庭では対応できるかというような話し合いもできる。あるいはまた、お年寄りの方々も「ああ、こういうことがあったんだな」ということを家庭において、自分のお家において見ることができる。知らない方いっぱいいますよ。すばらしい記録誌じゃないですか。これを生かすんです。私はそのように思いますし、市民の皆さん、ぜひ欲しいという声は多々聞いております。

先ほど市長がやらない理由を申しました。あれはやらない理由なんです。やれないんじゃないに。その時点において多賀城市に住んでいたとかいないとか、そんなことは関係ないんです。現時点においてでいいじゃないですか。やるためにどのように努力するか、考えるかということを考えてください。

それから、財源の問題です。余り触れたくないけれども、2,000 万、3,000 万の金を惜しんで 6 万市民の方に伝えるも伝ええないような市政を誰がするんですか、そんなこと。はっきり申し上げます。ぜひ、まだまだ時間ございますので、再度お考えいただきたい。

きのうサポートセンターに行ってきました。サポートセンターに 2 冊の本が置いてあるそうですね。それで、1 冊は貸し出しできる。1 冊はサポートセンター内で見てくださいということでありまして、貸し出し、あそこに本がありましたが、3 人ぐらいお見えになりました。借りるので、2 週間借りられるんですね。2 週間。3 人ぐらい借りてお帰りになったということであります。それから、現場で 3 名ぐらい本を見に来た。いずれにしましてもホームページであるとかサポートセンターに来てくれと、こういう物を上から見るような市

政というのは私は納得できません。市民の声をもっと低いところから聞きながら、ぜひ市長、市政に当たっていただきたい、そのように考えますがいかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

雨森議員からは低い視点から見ようという御指摘がございましたけれども、私は高い視点から見つもりは全くございません。ただ、これをやるのに約 4,000 万円ほど全世帯に配布いたしますとかかるわけでございまして、皆さんからも今回の東日本大震災でどれに一番手厚くお金を回したらいいかということで、それぞれいろいろな一般質問あるいはいろいろな質問等いただいたわけでございまして、どれに比重を置いたらいいかということが言われるわけでございます。

記録誌というのは当然大切で後世まで伝えていかなければいけないものだというふうに思いますし、各家庭にそれぞれにやるということは大切なことだというふうに思いますけれども、その方その方によっては本当に必要なかと、その価値のとうとさを雨森議員みたくこれはすごいことだから絶対我が家の家宝にしようという方もいらっしゃると思いますけれども、まちまちではないかなというふうに思います。

できれば欲しいという方には全て配布したいわけでございますけれども、それなりに財源にも限りがございますので、そんな 3,000 万、4,000 万の金を何ぼでも用意しろという雨森議員の御指摘でございますけれども、それなりの限度というものもわきまえてこれは配布しなくてはいけないんじゃないかなと、私自身はそういうふうに思いますので、どうぞ御理解のほどお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

14 番雨森修一議員。

○14 番（雨森修一議員）

2 回の質問でこれで終わるわけなんです、市長、今御答弁の中に各世帯に、市民にやるということは、これは非常に僕は嫌な言葉ですけども、やるということは方便ですから、これはもう見ていただく、使っていただくという謙虚な気持ちがなかったら、やるというのは上から物を見ているんじゃないかな。そういう言葉は私は聞きたくない。また、こういう記録を残す言葉は私は何も好きじゃないと思いますよ。やるということは。

それで、これを財政云々という、こういう 1 冊に、ちょっとお聞きしましたら製本が千何百円か、2,000 冊ですから、型もございまして、千四、五百円かかっているようですが、これ大量にしましたら 1 冊 1,000 円でできますよ。およそ。できるでしょう。そうすれば、仮に 2 万 5,000 世帯でも 2,500 万円なんていう、それで各家庭に、世帯に配布することによって地震のときにはこういう水とか、ふだん風化されております。正直言って市長、だんだん風化しているかと思えます。そういう回答は。もっと緊張感あふれて、あの当時を思い出して、いつ何時こういうふうに来てもうちの家庭ではこういう食料も確保してある

よというような、各家庭においてのそういう話し合いとか、子供たちを中心とした、そういうことも私はそういう危機感をしっかりと各家庭で、家族で話し合うことを、これはよい資料だと私は思います。

それから、財源のことを余り申しますとくどくなりますけれども、この間申し上げましたように、ここに用意してございます。寄附金とか助成金、義援金が各市町村に来た金額も出ておりますけれども、多賀城はちょっと少ないです。だけれども、1億6,000万とか1億7,000万の金額が来ているわけですから、その中の1,300万円を市民のためにお使いいただいても、これは決して財源があるとかないとかいう問題じゃなしに、あなたの心なんです。心です。心で市民との触れ合い、まちづくりをやっていただきたい。それを切に要望いたしますが、再度でございますが最後に一言お願いします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

先ほど何か私やると言ったということでございますけれども、何か失礼な言葉を使つたみたいで、その辺に關しましては申しわけないなというふうに思います。

ただ、先ほども申し上げましたように、全世帯に配ることが本当に、私の心で配ってほしいということですが、そこまで言われると私も動揺いたしますけれども、本当にこれはつくったほうも本当に真心を込めてつくったというふうに思いますし、貴重な資料をいただいた方々に対しましてもこれは本当にありがたいなというふうに思います。

その辺、全体に配ること自体は私はそこまではやらなくても十分じゃないかなと思います。はっきり申し上げまして。全ての方々が喜んでいただければ、それは当然やらなくてはいけないなというふうに思いますし、ただ、この記録誌というのはこれから先多賀城の財産として、要するに後世に伝えるべきものとして必ず保存しなくてはならないものであることは確かでございます。

ですから、いつの機会でも見ていただけるようなところ、いろいろなところにこれはつくる必要があるのではないかなというふうに思いますので、その辺で御了解いただきたいというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

9番佐藤恵子議員の登壇を許します。佐藤議員。

（9番 佐藤恵子議員登壇）

○9番（佐藤恵子議員）

私の質問は2問でございます。

大震災から2年3カ月が過ぎました。この間、多賀城市でも官民挙げて復興へのさまざまな努力が重ねられてきました。その中で、被災者の生活再建の土台であり、その基礎となる住まいの再建を支援していく制度が具体的に見えつつあります。1つは津波、地震で被災した方々が自力で住宅を再建するときに住宅の建設費や借入金の利子補給などを行う新たな



被災者住宅再建支援制度がつくられ、自宅の再建に向けて市民に歓迎されております。また、もう一つは、今仮設住宅に入居されている方たちが待ち望んでいる災害公営住宅の建設がまず桜木地域で始まりました。この災害公営住宅の建設を一層急がなければなりません。先日、地元紙に多賀城市の災害公営住宅の戸数は入居希望者数を下回っているという記事が載りましたが、入居希望者全員が災害公営住宅に入ることができるよう取り組むことが大事なことではないでしょうか。私はこうしたことを前提としつつ、災害公営住宅等への入居について、以下2つの点に絞って質問をいたします。

第1点目は、災害公営住宅の入居に際しての敷金の免除についてでございます。災害公営住宅に入る場合は3カ月分の家賃に相当する敷金が徴収されることになっています。しかし、今回の大災害で被災者の方々は家や財産を失うなどして不測の出費を強いられ、また、仕事を失い収入が減少した世帯もたくさん出てございます。こうした被災者の方々から敷金を免除、減額してほしいという声もたくさん寄せられていることは、市長自身も認識されていることと思います。

例えば2DKの2人世帯で政令月収がゼロ円の方、御家庭では当初家賃が7,500円と軽減されてはありますけれども、11年後には2万3,500円となり、敷金はこの2万3,500円の3カ月分という7万円を超える敷金となってしまいます。これは大変な負担ではないでしょうか。

災害公営住宅は市営住宅と同じ扱いになりますが、現行の市営住宅条例では敷金について、災害による著しい損害を受けたときや所得の低下などの特別の事情がある場合には敷金の減免または徴収の猶予をすることができるとしています。

県内最大の被災地である石巻市では4,000戸の災害公営住宅の建設を進めていますが、低所得世帯への支援策として敷金の免除を打ち出しています。塩竈市や松島町、南三陸町なども免除を検討していると聞いてございます。隣の岩手県では県営の災害公営住宅の敷金の免除も表明しております。多賀城市としてもぜひ敷金の免除に向けて直ちに検討するよう求め、明確な御答弁をお願いいたします。

2点目は、仮設住宅入居者の中で災害公営住宅の入居要件を満たしておらず、現状では入居できない方々の住まいの確保についてお伺いします。

現行の入居要件では被災時に公営住宅に入居している方や何らかの事情で仮設に入居した一部損壊の方が対象から外れてしまうということで、市の調査では多賀城市のプレハブ仮設の入居者の中、338世帯中16世帯が災害公営住宅に入れられないということになっております。みなし仮設に入っている世帯も含めれば、さらにこうした方々がふえると考えます。お一人お一人さまざまな事情があると思いますが、住むところがなくて仮設住宅に入居せざるを得なかった被災者であることにはかわりありません。しかも、説明会などで入居資格がありませんと言われ、これからの住まいをどうしていけばいいのか大きな不安を抱えてしまう、こうした方々の希望にできるだけ添って災害公営住宅への入居がかなうこととなるよう市として状況をよくつかみ、住まいの確保のために適切な支援を行っていくことが

何より大事なことはないかと考えます。この点についても御答弁を求めまして、1 回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

佐藤議員の御質問にお答え申し上げます。

1 点目の敷金の免除についてですが、市営住宅の敷金は公営住宅法及び市営住宅条例の規定により家賃の 3 カ月分をお預かりしており、災害公営住宅についても同様の扱いをする予定でございます。敷金は保証金としての性格を有しており、原則的に退去時にはお返しするものです。万が一退去時に家賃の滞納や明らかな入居者の責めによります設備破損等があった場合は敷金から充てて対応せざるを得ないこともあり、敷金を免除しますとこういった際の対応が困難になることも想定されます。したがって、現段階で敷金免除は好ましくないと考えております。

2 点目は、災害公営住宅への入居要件に該当しない被災者について、希望者の入居が可能となるよう取り計らいたい旨の御質問でございますが、災害公営住宅への入居要件は公営住宅法で定められており、御指摘のように一部損壊の方や公営住宅に入居していた被災者は入居要件に該当いたしません。したがって、災害公営住宅へは入居できませんので、御理解をお願いしたいと思います。

なお、議員御指摘のとおり、被災者の中には住宅再建について不安を抱いている方もいらっしゃいます。そういった方々に対する相談業務は現在も行っておりますが、個々の条件に合った住宅再建を支援できるよう誠心誠意取り組んでまいりますので、よろしく願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

今の御答弁を聞いてびっくりしてしまいました。市長はきちんと市民生活の、被災者の暮らしを応援しながら多賀城市の復興に向けて全力で頑張るんだと、そういうことをおっしゃっていたというふうに私は思うんです。そういう中で三百何十世帯の人たちが仮設住宅にいる、そして、みなし仮設にも相当の数の人たちがいる中で、そういう方たちの個々の暮らしを今から再建に向けて応援していくという立場に立たないで、一体どういう応援をするつもりなんでしょうか。私は今答弁を聞いて、そういう思いで聞きました。

低所得者層の方たちが大変 7 万円の敷金を負担、7 万円という金額がどうい金額であるかといえば、政令月収がゼロ円ということはほとんど生活保護世帯というようなことにも含まれると思うんです。そういう方たちが今から自立に向けて復興住宅なり民間なりに行

くときに、民間に行けば50万円という加算支援金が出るわけですが、復興住宅に入る方にはそれが出ません。

そういう中で、家賃が当初7,500円という安い家賃ではございますが、11年後には2万3,500円になると、そういう中で暮らしていく、そのことを生活設計を立てていくためにせめて敷金の7万円をゼロにしてほしい、そういう状況を市長にも訴えているんだというふうに思いますけれども、そのことは市長の胸には響いていかなかったのかなというふうに思います。

敷金を実際に補修に充てるというふうなお話でございましたけれども、敷金は市の預かり金で入居者が退去するときの補修に充てるというお話でありましたけれども、これはもうその方が何年先に出るかわからないという中で、そういう預かり金のことを考えるというよりは、その被災者の方たちの暮らしの再建をまず第一に考えていくということが市長の役割ではないのかというふうに思います。

先ほど7,000円のゼロ円の政令月収の方の家賃のことを言いましたけれども、政令月収が15万8,000円の御家庭は当初家賃が4万円となります。しかし、この方々の11年後の家賃は8万円となる、そういうような状況にある中で、やはりこれはそういうしっかり生活を応援するという立場に市長が立つということが大事なことでないのかというふうに思いますけれども、改めてこの点で御答弁をいただきたいと思います。

それから、いろいろ仮設住宅の入居については条件があって、その条件をクリアさせないといけないということな御答弁でありましたけれども、我が党の県会議員の天下議員が2月の定例議会でこの点を県にただしてございます。被災者の生活となりわいの再建へ向けた諸問題で、災害公営住宅の入居資格についてのことを質問したことに対して、県は賃貸住宅から退去されたり、あるいは仮設住宅に入っている方は住宅を失ったとみなすことができる場合には災害公営住宅に入居することは差し支えない、こういう国の見解もございます。県もそこは柔軟に検討をしてほしいというようなこともありますので、ぜひ一部損壊のところで入居している方、そんなに数は多くございません。

今、1件ずつ6階の支援室でも対応していきながら解決を図ろうというようなことで努力をされているのも知っておりますけれども、一部損壊の方たちも入居できるというようなことをぜひ認めていただくという方向で、これも改めて御回答をお願いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

1点目の関係でございますけれども、これは最終的には出るときに、本当にその方の使い方によって敷金で足りない場合も当然出てくるでしょうし、佐藤議員おっしゃったように確かに貧しい方々はなかなか7万円というのは大変だろうなというふうには思います。

しかし、やはり守るべきものだけはこれは守らないと、例えば減免しない市町、先ほど佐藤議員は塩竈市は減免するというふうな情報をどこから得たのかわかりませんが、減

減免しない市町の中に塩竈市も私の手元にある資料では入っております。減免しない市町としては 10 市町減免しないということで、減免する市町が 4 市町、石巻、名取、栗原、山元ということでございまして、そういうことが、出るときのこと等あるからそういうことになったんじゃないかなということで私は想定いたしますけれども、減免しない市町のほうがずっと多いわけございまして、検討中というのが今 4 市町あるというふうに伺っております。

本当に敷金というのは私はそれなりのものが必要でございまして、最終的に最後まで使っていただければ、35 年あるいは 40 年ぐらい使っていただければほとんど壊すような状況だから敷金も要らなくなってしまうのかなというふうに思いますけれども、途中で出られるとそれの補修費用から何かとんでもないことになってくるという、あるいは家賃滞納した場合はそこからまたそれに充てられるというふうなことの仕組み自体が、やはりこれくらいは最低必要なんじゃないかなという思いでございまして、ぜひ御理解をいただきたいというふうに思います。

それと、2 番目の問題に関して県会議員の何という人だったか、そういう展開をしたというのは私は初めて聞きました。これは公営住宅法で定められているということでございまして、なかなかそういうふうな点は難しいんじゃないかなというふうに思いましたけれども、そのやり方、またもう一度聞かせていただければ展開が開けるのかなと。ちょっとその辺わかりませんので、もう一度お願いしたいというふうに思っております。お願いします。

○議長（板橋恵一）

9 番佐藤恵子議員。

○9 番（佐藤恵子議員）

1 点目なんですが、出るときのことを考えてお預かりをするんだ、あるいは、言葉がちょっと過激になりますけれども、とっておいてあげるんだというような話なんでしょうけれども、塩竈がやるかやらないかというような問題は大きなことではないと思います。やっている市あるいは町があるということが重大なことではないですか。その人たちはどういう立場に立って敷金をゼロにしたんでしょう。そこを調べていただきたいというふうに思います。

東松島の市長は、本当に被災者が大変な、仕事もなくして財産もなくして仮設住宅に入った方々から敷金なんか取ることはできない、こういう思いで取らないというふうに決めようというようなことをおっしゃって議会で答弁してございましたけれども、なぜ菊地市長はそういう立場に立てないのか、私はとても不思議です。なりわいを、そして暮らしを再建させるための復興住宅に入っただいて、元気で頑張ってくださいと、そういう立場に立つということが本当に大事なことはないでしょうか。

今、仮設住宅に入居している方は三百何十世帯です。その中で住宅の再建、補修を検討中の世帯は、市の調査では約 30 世帯でございます。自力で住宅の再建が可能な人は全体の 8.8% であります。収入は年金だけの高齢者の世帯を初めとして、これから家をとっても建てること

ができない経済状態の人たちが圧倒的なんです。復興住宅に入る方は。そういう方たちから敷金をお預かりするなどということは、暮らし再建のために応援していくという行政の立場にはちょっとということについては、私はやはり納得しがたい思いがございます。ぜひ改めて考え直す、敷金を免除している、そういう市町村としっかり交流をしていただきながら被災者の立場に立つということが大事なことだというふうに思いますが、改めて御答弁をお願いいたします。

それから、県議会での議論の答弁なんですが、被災者のなりわいと生活の再建へ向けた諸問題についての御質問のうち、災害公営住宅の入居資格についてお尋ねにお答えいたします。災害公営住宅の入居資格については、災害により全壊するなど住宅を失ったことが要件となっておりますが、東日本大震災においては大規模半壊や半壊で解体することを余儀なくされた場合にも認められておりますというふうに答えております。今回、入居者には何ら責任がないにもかかわらず、被災前に居住していた民間賃貸住宅から退去させられるなど、住宅を失ったものとみなすことができる場合には、これは塩竈独自の何か問題に答えたことなんです、大事なところは住宅をなくしてしまったという一部損壊の方たち、入らざるを得なかった人ですよね。仮設住宅に入らざるを得なかった人たちに対して、災害公営住宅に入居することは差し支えないとの国の見解が示されていると、こういう答弁がございました。

ですから、一部損壊でも公営住宅に入居する資格はないというようなことは決して言わずに、ぜひ入っていただくというような方向で御指導をしていくということが大事なことではないのかというふうに思いますので、改めて御答弁をよろしくをお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

1点目のもの、減免する市町のもの、敷金ゼロというのかな、そういうものはあるのかな。ちょっとその辺のことも調べてみたいというふうに思います。

それから、住宅を失ったと認められる一部損壊でもその方々には入居させるということ、ちょっと建設部長から答弁させますので、それたしかかどうか、お願いします。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

先ほど第1回目の質問で市長がお答えしたとおり、一部損壊については基本的に認められないというのが原則でございますが、今議員がおっしゃったように県議会でも国の見解だと、国の見解として認められるんだということであれば、ちょっと私どもまだそれを聞いていませんので確認させていただきます。

なお、もし認めるのであれば、その分多く災害公営住宅をつくらなければならなくなった場合は国の支援が受けられるのかどうかも含めて、それは担保がなければ市の単独費でつく

らなければならないという状況になるということではなかなか問題が大きいので、そこも含めて確認させていただきます。国の見解がどうかというのは再度確認させていただきますので、ひとつよろしくお願いします。

○議長（板橋恵一）

ここで 10 分間の休憩といたします。再開は午前 11 時 00 分といたします。

午前 10 時 49 分 休憩

---

午前 11 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

10 番森長一郎議員の登壇を許します。森議員。

（10 番 森長一郎議員登壇）

○10 番（森 長一郎議員）

おはようございます。私の一般質問は 2 点であります。

まず最初に、学校給食のアレルギー対策についてであります。この件につきましては、これまでも多くの議員が当局に対してさまざまな方向から質問、要望等を投げかけてきているところであります。

6 月 4 日の河北新報の記事によりますと、文部科学省では昨年 12 月に東京都調布市で食物アレルギーのある小学 5 年生の女の子が給食後に死亡した事故で、教職員が給食の食材を十分確認せず、重ねて注射薬エピペンの投薬がおくれるなど、学校の体制不備や教職員の理解不足が指摘されたことから、給食を提供する全国の国公立の小中学校や幼稚園など計 4 万校に対し、個別にアレルギー対策マニュアルの作成を求める方針を決めたとありました。詳しくはことし夏から全ての児童・生徒を対象にアレルギーの実態調査を行った上で、マニュアルには在籍する児童・生徒がアレルギーを持つ食材や症状、対応方法を教員が個別に把握した上で詳しく記載したり、給食から食材が除かれていることを献立表や特別の食器などで確認する手順を明記させたり、緊急時の注射薬の保管場所を教職員全員に認識させ、ためらわずに打つ方法の記載を求めているものであります。このことにより学校ごとにチェック体制や緊急時に症状を抑える注射薬の投与手順の確立を求め、事故防止を徹底するものであります。これを受けての当市での作成計画についてを伺うものであります。

次に、災害復興公営住宅の入居優先についてであります。

災害復興公営住宅とは、災害などにより住宅を滅失し、自力での住宅再建が難しい方のための公的な賃貸住宅であります。基本的には市営住宅と同様となりますが、所得による入居制限が緩和されており、低所得者に対しては数年間の家賃の低減化が図られるものであります。

多賀城市においても市内 4 カ所に 532 戸の災害公営住宅の整備を計画しており、昨年 12 月の被災者意向調査では入居希望世帯が計画戸数を約 60 戸上回っており、仮入居申し込

みで戸数を特定することとし、5月28日より仮入居申し込みに関する説明会がスタート、6月9日まで各仮設住宅や庁舎で開催されたところであります。

内容は、入居要件や仮申込書の記入方法を解説しながら、重ねて市独自の住宅再建支援制度の紹介も行っており、仮申込書受け付けは6月3日から同月28日となっているところであります。

最初に桜木災害公営住宅160戸が市民の早期復興の期待のもと、6月4日の安全祈願祭を皮切りに着工が開始され、来年秋には入居が待たれるものであります。

ここで、各災害公営住宅の応募多数の場合の抽せんではありますが、おおむね従来の多賀城市営住宅条例等に規定されている優先世帯、母子父子世帯、障害者世帯などに加え、震災遺族配慮、地元コミュニティ配慮、高齢者世帯配慮、要介護世帯、子育て世帯及び災害危険区域の世帯の優先配慮がなされると推察するものであります。

そこで、東日本大震災で被災され現在も被災前の学校へ学区外、自宅外から通学されている児童・生徒の心のケアからも、もちろん希望を聞いてではありますが、優先世帯の配慮、加重ポイントをと願うものであります。

当局の見解を伺い、私の一般質問の最初の質問とさせていただきます。以上、2点について御答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

森議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の学校給食アレルギー対策は教育長から回答しますので、私からは災害公営住宅の入居条件について御回答申し上げます。

市内4カ所に建設を予定しております災害公営住宅の団地ごとの入居者決定に当たって、入居する児童の学区を尊重してほしい旨の御質問でございますが、現在行っております仮入居申し込みでは第1希望と第2希望を記載していただくこととしております。できるだけ第1希望に、困難であればせめて第2希望にと考えておりますが、現段階でどれほど各団地に集中するかまだ不明でございます。また、入居希望者を対象とした説明会では、入居決定は公開抽せん方式としてほしい旨の要望もでございます。

したがいまして、仮入居申し込みの状況を勘案し、手法を模索してまいりたいと考えております。ですから、これからでございますので、私からは以上でございます。よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

それでは、1点目の学校給食アレルギー対策について私のほうからお答えを申し上げます。

学校給食アレルギーに関しては、昨年 12 月に調布市で食物アレルギーのある小学生が給食後に死亡したという痛ましい事故がありました。これはまさしく記憶に新しいところでございます。

多賀城市においては、平成 25 年 5 月 1 日現在で小学校 241 名、中学校においては 82 名の食物アレルギーの児童・生徒がおります。このことについて、各学校では平成 20 年度に刊行されました学校のアレルギー疾患に対する取り組みガイドラインによる研修を通して、緊急時の対応や学校で求められる配慮などの理解を深めているところでございます。

アレルギーに限らず、各個人の健康状態については、基本的には小学校 1 年生から中学校 3 年生まで継続的に使用する保健のしおりに家庭が記入することとなっておりますが、年ごとに子供たちの健康の状況が変化するため、このことから年度初めに保健調査票を配付するとともに、特に留意すべき児童・生徒については保護者と連絡を密にとり、個別に聞き取りを行いながら、細心の注意をもって日常生活において配慮する事項や対応の仕方を決定しているところでございます。

しかし、アレルギーについては重大な事態を招く可能性も高いことから、個別のアレルギー対策マニュアルの作成に向けて、先進地等の事例やガイドラインをもとに対応し、整備してまいりたいと考えております。よろしくお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

10 番森長一郎議員。

○10 番（森 長一郎議員）

まず、1 点目でございます。災害公営住宅についてであります。

今後の課題というふうなことでございました。とにかく建設を急がねばというふうなところで、制度が後からついてきているような感じがします。石巻あたりでは公営住宅を建設するのと並行して入居要件等を災害公営住宅運営協議会なのかな、委員会なのかな、そういうものをもう立ち上げまして、入居要件等を協議してございます。

ということで、それは後先になるかもしれませんが、逆にいろいろな要望がどんどん上がってきて、ではそれをどこで諮問するのかというふうな形になってくると思います。これは非常に大切なことであって、その中に入居を希望されている方もいらっしゃるし、あとは当局からも入るしというふうなところでの協議会、委員会が多分必要なんだろうなというふうに思います。それがお互いの理解を深めることであって、納得に近い形につながっていくのではないかなと。この辺のところをいま一度御答弁いただければというふうに思います。

それで、学校給食でございます。このことに関しては確かに平成 20 年に、あとは毎年チェックをしているというふうなことで、ここで今さらなのかなと思ったんですが、やはり昨年 12 月のこの事故が起きまして新たにというふうなことで、これにまさるものはないんだろうなというふうに思います。

1 つ言えることは、この昨年の 12 月の事故でありますけれども、もともとこの子はアレルギー



ギーを持っていた子で、たまたま皆さんと違う対処食をとられた。ただ、おかわりをというふうなことでこの子がおかわりを求めた。それで、あげてしまって事故が起こったというふうなことであります。その後の対処の仕方、エピペンをすぐに打てば何とかあったのというふうなところでの対処の問題も指摘されておりました。

ということで、まず、それこそさっき教育長がおっしゃいましたけれども、まず注意を重ねていくことが本当に子供のため必要であるというふうなことでございますので、ぜひその辺のところも徹底していただいて、そのエピペンをまず打つ打たない、例えばアレルギーを持っている子、持っていない子、万が一間違っただけがエピペンの場合はたしか問題はない、影響は出ないというふうにも聞いております。その辺のところでも速やかな対処も含めてマニュアルづくり、大変だとは思いますが、大体いつごろをめどにして、最終的には多分それを更新、更新というふうになっていくんでしょうけれども、まず平成20年をもとにして、またアンケートもというふうにご覧いただけます。その辺今後の問題ではあるんですけども、方向性を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

再質問でございますけれども、今多賀城市内で区域内に東日本大震災によって児童・生徒がどこに住んでいるかというふうなことで一覧表があるんですけども、小学校の区域内に101名の方が小学校は、中学校では78名、市内の区域外が小学校は15名、中学校が6名、市外には小学校が2名、中学校はゼロということでございます。それぞれいろいろなところにいるということになります。

ただ、この住んでいる方々がそのままその学校を望むかどうかとか、あるいはペットを飼っている方がペットも連れていきたいとか、さまざまな入居条件があるものですから、それを一々加味していくと、どのようにやったらいいかということなんです。今それを考えているわけでございますけれども、ちょっと詳しいところは建設部長のほうから説明させますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

先ほど御質問の中にありました今月中に入居の仮申込書というものが把握できる状況にありますので、その結果を見て、小学生、中学生がどのような形で希望されるかということ把握した上で、ちょっとその辺は検討してみたいというふうに思います。

今、市長が言われたとおりいろいろな要望があります。先ほど答弁でも言いましたとおり、あくまでも公開抽せんだという方もいますし、いろいろな要望もありますし、いろいろな御意見もありますので、その仮入居申し込みの結果を踏まえて一番最適な方法を検討していきたいというふうに考えていますので、ひとつよろしく願いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

教育長。

○教育長（菊地昭吾）

アレルギーの子供たちが増加傾向にあるというふうなことでありまして、学校保健の今大きな課題といたしますか、そしてまた、細心の注意を払って取り組まなくてはならないことであります。

それで、実は昨年9月に松村敬子議員からも御心配いただきまして、このエピペン、これも既に御回答申し上げました。これは平成23年、24年に教職員の研修会を持ちまして、市内に1校1名おります。これは家庭との連絡もとれておりますし、職員の対応もきちっとしておりますので、その処置も含めまして、その辺は徹底しておりますので、私どもとしては安心していただいております。

それから、この調布市の問題があったんですが、市内でも実はこういうことがありました。入学した子供についてはその健康調査を全部しております。たまたま給食時間に教頭先生が来まして。1年生の子供が「先生、私、マヨネーズ家で食べているよ」と。ところが、それは学校は知っていますからおかしいかと、卵というふうなアレルギーでありましたので、そういうふうなことで家庭と連絡して調査をしたら、そのマヨネーズは卵の入っていないマヨネーズだというふうなことで、子供は私食べられるよというふうな話をして、万が一それが「ああ、そうか」というふうなことでは大変なことになるわけですが、細々としたことについてそれぞれ連携をとりながらやっているというふうなことでありますので、今後とも御支援を賜りたいというふうに思います。終わります。

○議長（板橋恵一）

10番森長一郎議員。

○10番（森 長一郎議員）

まず、災害公営住宅につきましてはさまざまな要件があるというふうなことだったんですけども、先ほど私、最初の質問の中で申し上げたのは心のケア、なぜ学区外からその学校へわざわざ通っているのかというふうなことを考えていただきたい。

要は住むことに関しては本当にしょうがない、いたし方ない、だけれども、わざわざ遠くの学校へ通っているというふうなことも考えていただきたいというふうなことであります。

ですから、まずその辺を酌んでいただきまして、例えば委員会立ち上げて、その辺のところも加味していただきたいというふうに、これは要望にとどめたいと思います。

学校のほう、学校給食なんですけど、本当にさまざまな立場で家庭と、それから学校の本当に連絡が密になっていくんだらうかと。国がこうやってかかわってくる、国が動き出したというふうなことでございますので、ぜひその辺子供たちの安全を今後も守っていただくように、それで、速やかに多分このプランニングに沿って提出していかないといけないし、プランを立てることが大事なんではなくて、その後のケアが大事というふうに思いますので、引き続き子供たちをよろしくどうぞお願いしたいと思います。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

12番阿部正幸議員の登壇を許します。阿部議員。

（12番 阿部正幸議員登壇）

○12番（阿部正幸議員）

東日本大震災から今月で2年3カ月が過ぎました。公明党宮城県本部として本年5月に宮城県内の応急仮設住宅にお住まいの方を対象に3回目のアンケート調査を行い、皆様から現状の問題点や今後の課題などを伺いました。その改善に取り組み、被災された方々の生活再建支援に向けて、通告どおり大きく2点質問いたします。

1点目は、被災者生活再建支援制度の加算支援金について伺います。

被災者生活再建支援制度は、平成10年5月に成立した被災者生活再建支援法に基づき、自然災害により居住する住宅が全壊するなど、生活基盤に著しい被害を受けた世帯に被災者生活再建支援金を支給し、生活の再建を支援するものです。平成19年11月に支援法の改正によりこれまでの複雑な支援金の申請手続きが大幅に改善され、住宅の被害程度と再建方法に応じて定額渡し切り方式となった支援金は使い道の制限もなくなり、被災者にとって大変利用しやすい制度になりました。と配られておりますこの自然災害による被災者のための被災者生活再建支援制度の冊子には書いてあります。

応急仮設住宅やみなし仮設住宅に住む入居者がアパートなどを借りて生活する場合に支給される加算支援金を申請する場合の必要書類に契約書等の写しとあります。不動産業者に確認したところ、入居申込書を記入した後、重要事項説明を行い、賃貸借契約書は入金時に作成するとのことでした。その場合、敷金や礼金、前家賃や引っ越し費用などを被災者が立てかえる必要があります。

アパートなどを借りて自立再建をしようとする被災者が加算支援金を申請する際に被災者本人が立てかえることがないように検討していただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

2点目は、災害公営住宅入居について伺います。

災害公営住宅は、災害により住宅を失い、自力で住宅を確保することが困難な方に対して、安定した生活を確保してもらうために、地方公共団体が国の助成を受けて整備する公営住宅です。本市の災害公営住宅は桜木地区160戸、宮内地区50戸、鶴ヶ谷地区274戸、新田地区48戸、合計532戸が建設予定となっております。

平成25年6月7日現在、応急仮設住宅入居者は342戸、656人、市内みなし仮設住宅は963世帯となっております。平成24年被災者現況調査結果報告書によりますと、災害公営住宅へ入居したいですかとの質問に入居したいと回答したのは595世帯で、全体の33.2%となりました。入居の意向が高いのは、プレハブ仮設住宅74.5%、民間賃貸みなし仮設住宅43.1%、いずれも仮住まいの世帯です。

本市では、災害公営住宅の入居戸数を把握するため仮入居申し込みの受け付けが始まりま

したが、入居する場合、加算支援金などの支援がなく、敷金、引っ越し費用、エアコンなどの生活必需品を購入する費用の支出が厳しいとの声が寄せられています。

先ほどの答弁で敷金の免除は好ましくないとの市長の答弁でございました。被災者の生活再建を支援することを考えますと、経済的負担への配慮として引っ越し費用については本市独自の支援策を講じてはいかがでしょうか。

次に、東日本大震災から2年3カ月が過ぎて、仮設住宅にお住まいの方が結婚し、扶養義務者がふえ、また、高齢の両親を面倒見ようと息子さんが戻ってくるなど、入居世帯構成が変わっております。このように被災されていない方が被災した家族のために仮設住宅に同居して新しい生活をスタートしている世帯もあります。このような場合でも家族で災害公営住宅に入居できるようにすべきだと思いますが、いかがでしょうか。

以上、最初の質問といたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

阿部議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の被災された方々が引っ越し費用や敷金を立てかえすることなく加算支援金の利用ができるように検討されてはとのことですが、加算支援金は国の被災者生活再建支援法に基づいて支給されることから、制度の変更は困難な状況であることをぜひ御理解願いたいと思います。

また、被災された方々が一時的に引っ越し費用や敷金を必要とする場合は、社会福祉協議会が行っている生活復興支援資金制度がございますので、復興支え合いセンターの生活支援相談をぜひ御活用いただきますようお願いいたします。

次に、災害公営住宅入居についての御質問のうち、1点目の本市独自の支援策についてでございますが、阿部議員の御質問のとおり災害公営住宅へ入居する際、新たな経費がかかることは仮設住宅を訪問した折に直接被災者の皆様の声を伺っておりますので、私も同様の認識をしているところでございます。

現在、本市では多賀城市被災者住宅再建総合支援制度を立ち上げ、被災された皆様が一日も早く生活を再建できるよう取り組んでいるところでございますが、今後被災者の立場に立ったさまざまな支援策が必要となりますので、災害公営住宅への引っ越しに要する費用も含めまして、補助のあり方について考えてみたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

2点目の家族全員の入居についてでございますが、結婚や出産、親や子との同居、あるいは離婚や家族の死亡等々、被災時から、あるいは災害公営住宅入居の時点でも世帯構成が変わることは十分考えられます。さまざまなケースが想定され、具体のケースごとの判断が必要であることから一概にお答えするのは困難でございますが、仮設住宅の入居に際して同

居された御家族は、ほとんどの場合は御一緒に災害公営住宅に入居できるものと考えております。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

12番阿部正幸議員。

○12番（阿部正幸議員）

1点目の加算支援金の制度の利用でございますけれども、被災された方が一時的に引っ越し費用や敷金を必要とする場合に、先ほどの答弁で社会福祉協議会が行っている生活復興支援資金制度を活用していただきたい、このような答弁でございました。

この制度があることは私も承知をしております。しかしながら、この制度を知らない市民も多く、この周知は不十分だと考えております。この制度、私も社会福祉協議会に行って受け付けのこの書類をいただいてきましたけれども、この中には準備する必要な添付書類も大変多くございます。そしてまた、記入する内容につきましてもすぐに記入できない書類となっております。大変被災者の方が記入するには時間がかかり大変なのかなと思っておりますけれども、また、宮城県の社会福祉協議会のホームページがありますが、本市の社会福祉協議会は申請の窓口になっておりますけれども、実際にはそのホームページが開設もされておらず、この社協の事業内容とか、あるいは被災者支援に関する情報を広く周知していただくためにも、まずホームページが必要ではないのかなと思っておりますが、この点、市長、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

最初の質問でございますけれども、なかなか記入も難しいということで、煩雑だという御意見でございますけれども、被災された方々の立場を考慮して、申請についてできるだけ簡便な方法で申請できるよう、早急に県との協議を設けて制度運営の改善について県へ強く働きかけてまいりたいというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

12番阿部正幸議員。

○12番（阿部正幸議員）

市長、今ホームページについて社協の生活復興支援金の貸し付けが、大変これはわかりづらく、内容も大変複雑になっていると、添付書類も多いということもございまして、広く市民に知っていただきたいということで、まずはこのホームページをお願いしたいということでございますが、その点については市長、いかがお考えですか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

多賀城市の社会福祉協議会が現段階でホームページが上がっていないことは、私も認識しておりました。この件に関しましては、先日来より社会福祉協議会のほうと協議を進めておりまして、できるだけ早い時期にホームページのほうを立ち上げていただきますよう今協議中でございますので、御理解をお願いしたいと思います。

○議長（板橋恵一）

12 番阿部正幸議員。

○12 番（阿部正幸議員）

ぜひこの社会福祉協議会の事業も含めて、どういう事業をやって、また、被災者に対してどういう支援が必要なのかということもホームページで周知をしていただきたいと思います。また、市長の答弁で加算支援金の制度につきましては働きかけていきたいというお話でございました。そしてまた答弁の中では、国の制度ということでこの制度を変えるのは難しいというような答弁もございましたけれども、これは制度ではなくて運用の問題でございます。そしてまた、この制度というのは、被災者が市町村に申請をして、都道府県を經由して被災者の生活再建支援法人であります財団法人都道府県会館が支援金を支給するというスキームになっているんです、市長。

先ほども紹介しましたけれども、その冊子には被災者にとって大変利用しやすい制度になりましたと書いてあるんです。その冊子に。そういうことを考えますと、一時的に被災者が加算支援金に対しまして申請する際にわざわざほかからの制度の貸し付けを借りて、そして申請をするというようなことではなくて、きちんと加算支援金の制度がこの契約書にかわる書類をもってできるようにしていただきたいと思います、このように願うものであります。

そしてまた、通告の後でございましたが、私も宮城県のほうの公明党の庄子幹事長にもお願いをしまして確認をとったところ、この領収書とかの写しあるいは重要事項説明、これをもって加算支援金の手続きが申請ができるというように県のほうでも働きかけているということもございましたので、私自身も強く働きかけていきますので、市長からもどうか県などの機関に強く働きかけていただきたいと思いますと思いますが、この点、市長、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

先ほども私申し上げましたけれども、補助のあり方について考えてみたいということで、庄子賢一さんのほうでも働きかけるということでございますから、私のほうでもそれは当然働きかけていきたいという思いでございますので、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

12 番阿部正幸議員。

○12 番（阿部正幸議員）

市長、今補助のあり方とのお話ですが、支援のあり方です。私がお話ししているのは、補助のあり方はその後の多分答弁のところだと思うんですが、支援のあり方についてというこ

とで、加算支援金が国の制度設計になっているから無理ですよという答弁でしたけれども、そうではなくて、この制度は運用の問題なので、県のほうでも確認して、それでほかから貸し付けがなくてもきちんと契約書にかわるものをもって申請ができるようにするようになりますということでございますので、市長からも強く働きかけていただきたいということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、2点目に入りますけれども、災害公営住宅の引っ越し費用の件につきましては、今回は、今のは加算支援金です。民間のアパートとか借家に入る方の加算支援金のお話でございましたが、今度は被災者の方が応急仮設住宅あるいはみなし仮設住宅から災害公営住宅へ入居する際の引っ越し費用でございます。

これは今の、先ほども答弁がございましたが、なかなか検討はしていきたいということではありますけれども、実際現在、今被災者の住宅再建総合支援制度がありますという市長の答弁もございまして、この制度の事前受け付けはきょうまで事前受け付けということでございます。この新たな多賀城市、本市独自の被災者住宅再建総合支援制度につきましては、取り組みは評価はいたします。事前の相談件数は、電話相談も含めて6月12日現在で1,300件を超えております。これは、住宅の再建に向けて取り組もうとしている被災した市民が多いということだと私は思っております。

行政報告では、2月から3月にかけて市長が市内6カ所の応急仮設住宅を巡回訪問して意見交換を行いましたという行政報告がございましたが、そのような意見交換の中で皆さんからどのような要望が出たか、市長、教えていただきたいと思います。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

仮設住宅の皆様方からは、さまざまな意見が出されたわけでございます。医療費の減免の延長のほかに、災害公営住宅への引っ越し費用やペットの飼育に関するものが主なものでございました。

私自身もまたことしの秋には仮設住宅を巡回訪問したいと考えておりますので、被災された皆様が一日も早く災害公営住宅に入居してもとの生活に戻れるように、支援のあり方も考えてまいりたいというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

○議長（板橋恵一）

12番阿部正幸議員。

○12番（阿部正幸議員）

私たち公明党の多賀城市議団も3回目の応急仮設住宅のアンケート調査、市内6カ所行ってまいりました。そのような声の中で、仮設住宅にお住まいの方は、ちょっと市長の訪問が遅過ぎたのではないかなと、このような声も出ておりました。大事なのは、被災された皆さんの要望をしっかりとめて、本市としてどのように生活の再建を支援していくのかということが大事な点ではないのかなと思ひます。

そのような中で、災害公営住宅へ引っ越しの費用負担、あるいはこの災害公営住宅は将来多賀城市の市営住宅、公営住宅ということになることから、この公営住宅も含めて災害公営住宅、そしてまたこの公営住宅、県営住宅あるいは市営住宅の引っ越しの費用も含めて、これはぜひ本市で新たな支援制度を検討していただき、そしてまた、先ほど補助のあり方について考えていきたいというお話がありましたが、再度この部分について、引っ越し費用の部分について本市独自で支援策を講じているのかどうか、このことについて市長の答弁を求めます。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

先ほども御回答申し上げましたが、被災された方々に対する新たな住宅再建の支援制度が動き始めたところでございます、その利用状況に依りて今後制度の見直しや修正を行うこととしておりますので、ぜひ御理解願いたいと思います。

○議長（板橋恵一）

12 番阿部正幸議員。

○12 番（阿部正幸議員）

市長、ちょっと答弁がかみ合っていないような答弁だと思いますが、もう一度。今回、災害公営住宅に被災された方が引っ越しをする際に引っ越し費用がないということで、市長もそういう声を聞いたということで、仮設住宅を訪問したときにそういう声を聞きました。その中で、市長は補助のあり方について考えていきたいと最初答弁をしておりました。そのところを今確認したいということでございます。

いろいろな意味でこの災害公営住宅、将来的には本市の市営住宅にもなりますし、そういう意味では県営住宅も含めて、そういう災害公営住宅に引っ越しをする方の費用について本市独自の支援策を講じていただきたい、こういうことでございますが、この点についていかがですか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

その辺のもう少しこちらのほうで煮詰めて考えてみたいと思いますので、もう少し待っていただきたいということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（板橋恵一）

12 番阿部正幸議員。

○12 番（阿部正幸議員）

今考えてみたいという市長の答弁がございました。ぜひここは考えていただいて、また、市長もこの秋にまた仮設住宅の訪問を予定しているということでございますので、この仮設住宅の皆さんの声をどうか聞いていただきたいと思います。



では最後に、仮設住宅の被災している方々が同居している入居世帯構成が今変わっているということでございます。さまざまなケースがありますけれども、私が調べたところは多賀城市内のプレハブの仮設住宅では、混合世帯というんでしょうか、なっている方は 18 世帯あると聞いておりました。

どうか家族の皆さんと一緒に今同居しておりますので、今後も災害公営住宅と一緒に入居できるものと考えているという市長の答弁でございましたので、こういう方向でぜひお願いしたいと思います。

そしてまた、市長は被災された方に寄り添い、ともに復興に向けて一歩ずつ着実に歩みながら、全ての皆様が平穏な生活をいち早く取り戻し、将来に向けた希望と期待を持てるまちづくりを推し進めていくことこそ私の使命であると、市長はこのように述べております。

そういうことから、秋もしっかりこの被災された方々への生活再建支援、そしてまた、先ほどの加算金も含めまして折々に本市独自の支援策も含めまして講じていただきながら、被災者の方々に寄り添っていただき、どうか最後の一人が生活再建できるその日まで、私自身も頑張ってみますけれども、市長も被災された方々への生活再建支援に向けた取り組みを何とぞよろしくお願ひしたいと思います。

以上で終わります。

○議長（板橋恵一）

ここでお昼の休憩といたします。再開は午後 1 時といたします。

午前 11 時 44 分 休憩

---

午後 1 時 00 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

4 番深谷晃祐議員の登壇を許します。深谷議員。

（4 番 深谷晃祐議員登壇）

○4 番（深谷晃祐議員）

私の今回の質問は 3 点でございます。今回の質問に関しましては、多賀城市地域福祉計画の第二期計画の策定に際し、我々議会に対しまして 25 年 3 月、4 月ぐらいに配られた計画を読ませていただいた中で、気になった点、また必ず改善しなければいけない点ということで課題として感じたものを質問とさせていただきます。

まず初めに、私はこの計画を見たときに心の底から怒りが込み上げました。ページを開きますと市長の文章で初めにということで挨拶が載っております。その中段部分、計画策定に当たっては東日本大震災の発生を踏まえ、さらなる要援護者支援のための取り組みや福祉避難所の指定について必要な支援体制づくりに努めるよう見直しを行いました。この文言が記載されており、ページをめくっていきますと災害時要援護者支援ガイドというものが載っております。

そのガイドラインの策定期日は平成 20 年 8 月、これは東日本大震災前のガイドラインでございます。あの震災を受けたのにもかかわらずこのガイドラインがこのように掲載され、なおかつホームページ上にもこのまま載っているということは、僕にとっては大変許しがたいものです。

しかしながら、上の部分を見ると資料というふうに載っております。関係部署に説明を求めたところ、これは資料として載せたため平成 20 年度のまま、東日本大震災の教訓はここには生かしておりません。説明を聞ける我々議員はいいですが、これがホームページに載っており、それをただ見るだけの市民は資料として捉えるのであれば、ましてやこの支援ガイドラインは災害時要援護者を助けるために地域で取り組みを行う、そういった行動指針として示されるものであります。市民にもう少しきちんとした受け答えができるようなガイドラインにしなければならないことは言うまでもございません。

それを受けまして、1 点目、多賀城市地域福祉計画の策定に当たり東日本大震災の教訓をどのように生かして多賀城市災害時要援護者支援ガイドラインを作成したのかが見えず、見直しを求めるがいかがかという質問でございます。

しかも、この計画を策定するに当たりましては、地域福祉計画策定委員会が 5 回開催されておりますが、最初の 3 回は震災前の話で、残りの 2 回は震災後であります。議題を議論するための会議ではなく、会議のための会議とも感じられますが、市長はいかがお考えでしょうか。

2 点目の福祉避難所の締結状況について伺うものでございます。こちらは福祉避難所の議論については、私も東日本大震災特別委員会の中で発言をさせていただきました。改めて質問させていただきます。先ほど述べましたように多賀城市地域福祉計画策定委員会は、平成 22 年 12 月 22 日を皮切りに 23 年 2 月 9 日、同年 3 月 3 日、震災の 8 日前にこの福祉避難所の議題が上がっております。委員会の中での議論は東日本大震災にどのように生かされていたのでしょうか。

また、宮城県内においても自治体と福祉施設などの協定締結をしている自治体もありますが、協定数が 52 だとすればその半分しか機能しなかった仙台市のような事例もございます。自治体と福祉施設が協定を締結していても、実際にはそれが福祉避難所として機能しなかったというふうな背景も踏まえ、本市では福祉避難所の締結をすべきものだと強く思います。以下、平成 25 年 3 月時点での福祉避難所の締結状況についてお伺いいたします。

3 点目、大規模災害時の個人情報の取り扱いについて伺うものでございます。

多賀城市個人情報保護条例第 8 条 (3) 個人の生命、身体または財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認められるときがあるが、東日本大震災時に円滑な情報がなされませんでした。これは私所属している団体で、地域コミュニティ課の当時片山課長のところに要援護者のリストを下さいというふうに行きました。

我々は若いという利点を使い体も使える、ガソリンも何とか調達できて車でも行動できる、物資も調達できる、そういった困った災害弱者を助けることができる、その準備があったた

めに地域コミュニティ課に行ってその情報をいただけませんかというふうにお伺いをいたしました。

しかしながら、そのときに個人情報保護の条例があるので難しいかなというふうに言われるというふうに思っていました。全くそのとおり個人情報保護により渡すことができませんという御回答を頂戴いたしました。

しかしながら、今回この計画が出たことで改めて多賀城市の個人情報保護条例条文を確認する限り、あの震災時においても災害弱者の情報提供は可能であったと考えます。しかるに、多賀城市個人情報保護条例第8条(3)の規定によって認められるとあるが、東日本大震災時に円滑な情報提供がなされなかったことを踏まえ、対策はとられているのかお伺いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

深谷議員の御質問にお答え申し上げます。

1点目の御質問についてですが、多賀城市地域福祉計画の策定については、地域福祉を推進するための基本理念と基本目標を定めたものでございます。計画を策定するに当たっては、東日本大震災の教訓を踏まえ、災害時要援護者への支援に関する市民、地域、行政それぞれの具体的な取り組みを掲げるなどの見直しを行っております。

一方、災害時要援護者支援ガイドラインは、国、県の指針に沿って災害時要援護者の対象者や災害時要援護者の人たちを地域で支援するための取り組みと行政の役割の指針として平成20年8月に策定しているもので、地域福祉計画の中に関連資料として添付しているものでございます。

国では平成24年度に災害時要援護者の避難支援に関する検討会が行われ、現在ガイドラインの見直しを行っているところであり、今後国や県の見直しを受けた上で市としても見直しを行っていきたいと考えております。

2点目の福祉避難所についての御質問でございますが、今回の震災では、福祉避難所を初めとする福祉的な配慮を必要とした避難施設の重要性について十分再認識しているところでございます。福祉避難所の指定につきましては、高齢者や障害を持つ方などを安心して受け入れていただける施設であることはもちろんでございますが、今回のような大規模災害を考えた場合、県内だけではなくて県外の施設を含めて指定することも必要ではないかということ考えております。

現時点で福祉避難所の指定をしている施設はございませんが、福祉避難所の利用者数を100人程度と見込み、25カ所程度の施設が必要であると考えております。現在は、東日本大震災当時の課題等を整理しながら各施設との協議を開始したところでございますので、今後必要となる施設数確保に向けて指定締結の調整を進めてまいりますので、ぜひ御理解

いただきたいと思います。

次に、大規模災害時の個人情報の取り扱いについての御質問でございますが、東日本大震災の教訓から、関係機関、関係者との情報の共有が大変重要であると認識しております。多賀城市個人情報保護条例においては、個人情報の目的外利用を禁止して個人情報の保護を図る一方、深谷議員御指摘のとおり例外的に個人情報の目的外利用ができる場合も定めており、災害時等においてはこれらの例外的な規定を適用して、地域や関係機関で必要とされる情報の共有を図ってまいり所存でございます。

これまで災害時要援護者の情報につきましては、区長や自主防災組織の役員、民生児童委員の方々にあらかじめ提供し、適宜更新をしながら情報の共有を図ってまいりましたが、一部円滑に機能していなかったことも事実でございます。

現在は東日本大震災を教訓といたしまして、これまで区長にのみ提供していた住民情報を地域の中で活動する民生委員の方々にも提供することといたしました。また、災害時要援護者の情報を消防事務組合とも共有することにいたしましたので、より安全が図られることとなります。

現在策定している地域防災計画の中では、避難者名簿の作成について検討中でございます。災害時には名簿をできる限り早期に作成し、必要に応じ情報開示ができるよう、避難所運営マニュアルや初動対応マニュアルなどで対応してまいりたいと思います。

今後も適正な情報管理に努めながら、市民の方々が安心して地域の中で暮らしていけるよう、支え合いの仕組みづくりに努めてまいります。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

4 番深谷晃祐議員。

○4 番（深谷晃祐議員）

今回の質問は本当に上から下まで全部同じ思いで質問させていただいているんですが、一番僕が先ほど言ったように怒りが込み上げてきたというのは、その 20 年 8 月というふうになっていたのが最初かちんときたんですけれども、今回の震災で、市内においても市外の方が市内においてお亡くなりになったケース、あの方々の思いを、またその亡くなった御家族の思いを、他の地域で同じことが起きたときに同じことを繰り返さないようにするために、だから東日本大震災の教訓を生かしたのかということがいかに大切なことかということなんです。

あの方々がお亡くなりになったことは天災だからしょうがないかもしれないけれども、亡くなった方々はそういった悲しみをほかで広げないように、また多賀城と同じことが起きたときに同じことが繰り返されないように今回の質問をするものです。市長はその点についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

深谷議員おっしゃるとおりだというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

4 番深谷晃祐議員。

○4 番（深谷晃祐議員）

その思いを共有しながら質問させていただきますので、よろしくお願いいたします。

まず、個人情報ガイドラインについては、これは 1 つお伺いしたいと思います。国のほうで見直しを図って、それが県のガイドラインとしてでき上がってきて、それをもとに市町村で見直しをするというふうなことでございます。

17 日の月曜日に参議院を通りまして災害対策基本法の一部を改正する法律案というものができ上がりました。この中にも今回の質問に関係するところ、多々ございました。先ほど市長の答弁にもございました災害時の要援護者リストをつくることを義務化するとか、そういった文言も含まれております。

それらを活用していくのがこのガイドラインになるんですけども、このガイドラインは、これは県に確認をとりましたところ、平成 25 年 1 月 11 日に保健福祉部に県のガイドラインをお示ししております。そのお示しを受けて市町村から意見を吸い上げるということをしておりますが、そのときには多賀城市においては意見は出しておりません。要は手を加えているようなことはしてございません。

そのときに県の職員が市の担当課に何の説明をしているかという、今回のガイドラインで大幅に変更する部分はないけれども、その中で個人情報保護の誤ったといいますか、その誤解によって救えなかったさまざまな被害、先ほど言った要援護者のリストを作成するに当たってそれが義務化になる動きであろうというふうなことの説明があったというお話でございます。

要はその部分以外の部分についてはほぼ県内の、要は土地の高さ、山がある町、ない町、そういったところを考慮した上で市町村がこのガイドラインを作成するということになっているので、その県の大幅な見直しは余り多賀城市には関係ないんです。

だから、やろうと思えば取り組めた課題ではないのかなというふうにこれ 1 点思うんですけども、これについて御意見をお伺いします。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

今のお話につきましては、県のガイドラインについての要望内容を市町村がどんな意見があるかというふうなことでございました。1 月のことに関しては全くそのとおりで、内容はさほど大きく変わるものではなかったというふうなことで、うちのほうとしても大きくくりでのいわゆるガイドラインというふうなことで考えれば、それぞれの市町村で独自のガイドラインも必要になってくるんだろうというふうに思います。

それと、国のほうのガイドラインの今の動きでございますが、実はうちのほうでも最新といえますか、ネットでの調査になりますけれども、災害時要援護者の避難支援に関する検討会が国のほうで設けられています。その検討会の報告書が5月にやっとでき上がったということです。

これをもとにして国では最終的な国のガイドラインを作成して、それを県を通じて市町村のほうに通知をしてよこすというふうなことになりますので、国のガイドラインについても正式なものについてはもうちょっと先になるのかなというふうには思っておりますが、この検討会の中でも実は個人情報の関係について一部うたっている部分がございます。

それは、やはり今回の震災で個人情報の安全確認といえますか、そういったものの担保のあり方、そういったことについてちょっと記載があるんですけども、それらを同意方式であるとか手挙げ方式、これは従前からあるわけですけども、実際に緊急の時期においてそういった情報をうまく活用していく必要があるというふうなお話にとどまっているという状況でございます。

したがいまして、今後多賀城市でも個人情報保護条例等がございますので、本市のそういった審査会のほうにも協議をしながら、個人情報については今後前向きに取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

4番深谷晃祐議員。

○4番（深谷晃祐議員）

今、保健福祉部長がおっしゃったのは僕も全部読ませていただいて全部見ました。多賀城市が今とっている要援護者リストの作成に当たっては、災害時要援護者支援制度登録同意書というものを書いていただくものでございます。

ただ、これは中身をよく見ますと避難支援者を書く欄が主で、もともと災害時の災害弱者と言われる1から7まで分けられるものは、要援護者リストというのは災害弱者の方々の要はリストになるんです。これはあくまで同意をもらうための書面なんですけれども、先日の議会か一般質問だったかのときに「あれ、これができるんだったらとっくにリストつくれるんじゃないかな」という部分がありました。

例えば保育料の算定をする場合には、税務課から市民税の税額を聞いて保健福祉部で算定しますよね。もう個人情報というのは行政間の内部でさまざま取引されている内容なんですよね。それを今さら共有を新しい形でということではなくて、今回の法案の改正でできたのはそれを義務化してつくって、震災時には要は判断してこれはもう緊急時だというふうに提供できるというふうなことなので、もう今までの個人情報の保護条例のままでもその条文を適用してそのリストを作成することはもう可能だったということなんです。それをやはり怠っていたというところは僕は否めないのかなというふうにございます。

先ほど部長がおっしゃった災害時の要援護者避難支援に関する検討会の報告書の中で、参考資料で、同意方式が関係機関共有方式と同意方式と手挙げ方式と3つございます。多賀

城市は同意方式をとっているんですけども、その同意方式の文面の中で区長、民生児童委員、自主防災組織、避難支援者、消防署、警察署、避難所担当の医師、保健師、看護師に提供することに同意しますと、もう既に今おっしゃった内容は、これに同意した方はもう同意しているんです。では何で提供されなかったのかということなんです。ここについて御答弁をお願いします。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

ちょっと1つ確認をさせていただきたいんですが、それは深谷議員さん個人に対して情報提供をどうしてしなかったかというふうな質問でよろしいですか。

○議長（板橋恵一）

4番深谷晃祐議員。

○4番（深谷晃祐議員）

この個人情報の情報提供は僕もその一人ではあります。これは東日本大震災の教訓を踏まえた中でさまざま雑誌が出ているんですけども、この災害時要援護者の避難支援に関する検討会の中でもさまざまな市町村で同意見が出ております。だから、僕の意見ではなくて全体の意見としてとっていいです。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

大変申しわけございませんでした。

実際に多賀城市の個人情報保護条例第8条第3項の規定に、個人の生命、身体または財産の安全を守るため緊急かつやむを得ないと認められるときというふうな条項というふうなことになりましたが、現実問題といたしまして、私たち災害が起きたときに、この条項をどこまで、この条文を運用してどこまでの方々に個人情報を提供してよろしいかというふうなことについては、実は震災が起きる前は、どちらかというところの方々に情報提供するという考え方はちょっと持ち合わせていなかったというふうなことが1点あるかと思います。したがって、もう多くの人で多くの困難者を助けていくというそういう大きな目的を、これほどの大災害が来るという想定もしていなかったということもありまして、どちらかといいますと個人情報の提供については少し狭義のというか、狭い考え方で情報の提供に当たってしまったというふうなことは確かにあります。それも反省点の一つだろうなというふうに考えていますが、今後の課題といたしましては、より多くの人、より多くの目で安全確認をしながら、そういった災害弱者の方々を、要援護者の方々を救済していくというふうな方向性で今後は考えていかなければならないだろうというふうに思っています。

○議長（板橋恵一）

4番深谷晃祐議員。

○4 番（深谷晃祐議員）

ぜひそうしてください。

そこで、先ほどの市長の答弁でもあったんですけども、情報提供者の先ほどの同意書の中身でもありましたが、区長、民生委員というふうにございます。この方々が当時情報を持っていたわけなんですけれども、区長さん、民生委員さんも漏れなく被災します。その漏れなく被災するというのも踏まえた上で、先ほどの個人情報を誰にどのように提供するのかということを考えないといけないと思うんです。

明月の区長も被災しました。桜木の区長さんも被災しました。そして避難所にいました。そういったことも踏まえて、誰にどのように提供していくのかというのは、これすごく大切なことなんです。

先ほどの答弁、1 回目であったように地域や関係機関、その地域というところもどこまでを地域と置くのかという、そういう単位もちょっと明確にして、自主防災組織というものを例えば地区でつくっているところが多数あって、その自主防災組織の中で要援護者を助けていくのかとか、そこに情報をあらかじめ提供していいような同意書をつくるのか、リスト作成のために何かあったらこの人たちに提供しますよというリストをつくるのか、そういうものをきちんと立てないと、ああいうものが起きて慌ただしくなったら誰に、誰に、誰にということになりますよね。なので、そういうものをつくらないと実際には生きてこないということが立証されたので、そういうことをやるべきだなというふうに思うんですけれども、市長はいかが御指示をなさいますでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

深谷議員おっしゃるとおりだというふうに思っております。あの東日本大震災のときに区長さん自体がいろいろな人たちを助けるために動いたという方もいますし、あるいは民生児童委員が全く動けなかったとかという事例もありますし、やはり自主防災組織の中でどこまでの範囲でそういう情報を持つかというのは大切なことだろうというふうに思っております。

ただ、ほかの、市は当然でございましてけれども、例えば消防の方々あたりもあるいは持たなくてはいけないのかなというふうな思いもいたします。その辺のことは本当に具体的にこれからもう 1 回地域防災計画の中に各地域でも練り上げながら、やはり最終的には、一番身近なのはその各地域の皆さんでございましてから、公の機関が行く前にやらなければいけないもの、それから時間がたってやれるもの、その辺のすみ分けといいますか、区別もつけながら応じていかなければいけないものではないかなというふうに思います。

○議長（板橋恵一）

4 番深谷晃祐議員。

○4 番（深谷晃祐議員）



ぜひそのようによろしくお願いいたします。

ちなみに、福祉計画の31ページ、高齢者に対する支援、次のページが障害者に対する支援ということで、今市長がおっしゃった災害発生時における避難の際、手助けが必要な高齢者の把握と近隣住民の協力体制を整備しますというふうに書いてある。それで、これをどのように、これ27年度までの計画なんですけれども、どのように計画を、この期間までにこういう団体が地域に立ち上がっていることが目標で、どの程度までこの辺、例えば若い人たちがその人を助けられるのかということも含めて、具体的に地域の取り組みとだけ落としたって、実施計画の中にやはりそういうものを具体の計画で、日時がいつで、いつまでに見直しを行ってというのはこれは絶対必要なことだと思うので、ぜひそれもお願いします。

ということで個人情報についてはあれなんです、先ほど言いました会議のための会議、計画を策定するための議題が上がる議論のための会議になっていなかったというふうに僕が感じている部分についてちょっと質問したいと思います。

僕は今回、この策定委員会の議事録を第1回から第5回まで全部いただきました。このときの、これは第1回するときです。これ事務局が答えているので保健福祉部局でお話しています。小中学校の中の1教室を個別的な対応をする箇所とするなど、一時避難所の中でも福祉避難所の役割を果たせる形で考えていきたいです。これ震災の中でほぼ全教室でした。炊き出しのときに家庭科室も天真小学校は使ったので、多分全教室、体育館も含めて、そういった格好でできたところ。

例えば多賀城中学校、炊き出しをするある団体が行きました。家庭科室をちょっとお借りできませんかと。プロパンなので火は使えます。家庭科室は貸してもらえませんでした。こういった学校の中のことになると学校の枠で学校長が判断するというふうに僕は当時お話を頂戴しました。この会議の中では災害時の要支援者で福祉避難所の議論について、1教室をそういうふうな対応をするというふうなことを事務局でお答えしているんですが、この後に震災が起きているわけなんですけれども、副教育長、そういった議論は教育委員会のほうにお話はどのようにありましたでしょうか。

○議長（板橋恵一）

副教育長。

○副教育長(兼)教育総務課長（大森 晃）

現時点では教育委員会の中ではお話は来ておりませんので、ちょっと協議とかはしておりません。

○議長（板橋恵一）

4番深谷晃祐議員。

○4番（深谷晃祐議員）

だから、いろいろするんです。こういったことを事務局から答弁をしているというものに対して、これが第1回で、第2回も第3回もそういう答弁がいろいろあるんです。ただ、実際にそれが機能しなかったという過去の問題は過去でいいんです。これからどうするかと

ということをお話ししたいんですけども、しなかったと素直に言われると本当に。

いや、でも要はそこなんです。学校は学校で考えればいいものじゃないということが今回の震災でわかりましたよね。福祉部局と連携しなければいけないし、交通防災課の地域防災計画も関係するし、全て横がくっつかないと教訓を生かしたなんていうことには何もならないのに、それが……もうちょっとちゃんとやりましょう。

その計画が会議のための会議だったということは今確認がとれましたので、今後そういった会議運営をする場合には、どんな計画をつくるに当たっても関係する部署があるならば、その計画の策定段階で事務局が呼びなりなんなりをして、その会議の中できちんとその計画を練る段階で盛り込んでいただければ課題の解決につながるかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

深谷議員おっしゃるとおりでございます、連携を図っていないということがわかりましたので、今後そのようなことがないように私のほうからも申し伝えたいと思います。

○議長（板橋恵一）

4 番深谷晃祐議員。

○4 番（深谷晃祐議員）

決して全く連携を図っていないということではないんでしょうけれども、やはりそういう部分はぜひ大切にしていきたいなというふうに思います。

それで、福祉避難所の締結状況についてですが、2013年2月18日のこれ河北新報にあったんですが、震災で福祉施設と協力する体制を締結状況を結んでも、例えば仙台市は52施設が協定を結んで開設できたのは26施設。なぜこの26施設ができなかったのかというと、福祉施設には既に入居者がいると。ほかの要援護者を受け入れるためには、そのための人手やスペースの確保など新たな仕組みが必要だと考えると。

今結ぼうとしている締結というのは、震災以前からあるような福祉避難所を想定しての締結状況のように御答弁を聞く限りそのように感じるんですが、どのような締結の状況と内容となっておりますでしょうか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

これは締結を想定している施設というふうなことでお答えをさせていただきたいと思えます。予定では、これから当たるので全ての施設がオーケーを出していただけるかどうかというのはわかりませんが、そういうことで件数を申し上げます。特別養護老人ホームが11カ所、老人保健施設が8カ所、グループホームが4カ所、高齢者向け賃貸住宅が4カ所、デイサービスセンター2カ所、有料老人ホーム2カ所、以上31カ所を、できれば今

年度中に全ての施設と協議を進めていきたいというふうに考えているところです。

○議長（板橋恵一）

4 番深谷晃祐議員。

○4 番（深谷晃祐議員）

この福祉避難所なんですけれども、これ赤十字がガイドラインを出していて、これ出されたのがたしか 20 年ぐらいで、20 年 6 月に出ているガイドラインなんですけれども、この中で福祉避難所というのは、今最初に問題提起を、仙台市の場合をお話ししましたが、協定を結んでいても、実際には入っている入居者が優先されるという部分があって受け入れることが難しいという。要は施設と協定を結ぶだけが福祉避難所じゃないんです。

先ほど教育委員会にもお話ししました。例えば学校施設の中で空き教室を 1 つ福祉避難所として使うことも可能なんです。その設備がそろって、そこに介助できる介護士が集えること。その条件が整えば、要は締結して、今やろうとしている締結以外の締結でそういうことが可能なんですけれども、実際に施設、デイサービスの会社の方とお話ししたときにこういったお話もありました。震災で本来行くべきところが津波でやられてしまって行くところがなくて、手持ち無沙汰だったので避難所に行ってその介助のお手伝いをしたと。そういう方々が多数いらっしゃるんです。そういう方々と、要はデイサービスの人材を派遣してくれる方々と、介護士を派遣してくれる方々との協定を結んでおいて、学校を使えるように、大規模災害時の避難所を使えるようにしておいて、その教室の 1 つを福祉避難所的な施設として使うことというのは可能なんです。そういう協定を既に姫路市では結んでいるんです。

多賀城市にも、例えば介護用品のレンタルステーションがあります。ああいったところと協定を結ぶことによって、そういったものを震災時には出してくださいということも可能なんです。実際に 52 施設の 26 のうちの開設できなかった施設にも 1 つ聞かせていただきました。人を受け入れることは可能だけれども食べさせるものがない。水がないからそこにいる人たちの水を養うのが精いっぱい、ましてやふだんお金をいただいている、その御家族が来ていて、さらにそこでふえている状況もあるわけです。

だから、今までと同じ協定の内容で福祉避難所と協定を結んだから、実際に要援護者が震災が来たらそこに行けるという状況はないんです。だから、どことどことどことどこと、どういふふうに結んで、その協定を生かしたものにするには、もうちょっと考え込まないといけないなというふうに思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（板橋恵一）

保健福祉部長。

○保健福祉部長（鈴木健太郎）

今のお話、全くそのとおりだと思います。私どもも福祉避難所をこれから締結するに当たりまして、その内容についてはある一定の仕様書をつくらせていただいているんですが、例えば今お話しになった水、それから食料、それからおむつ、ミルク、さまざまな生活に必要な

支援物資については、当然その福祉避難所についても配給といいますか、お届けをして、不足が生じないようにしなければならぬだろうというふうに思っています。

それからやはり、冒頭に一番最初にお話がありました人の問題です。これは特別養護老人ホームであれデイサービスであれ、やはり避難されてきた方々を世話をするのは人ですから、1人で何人お世話できるかというふうな話になろうかというふうに思います。そういった場合の人の不足をどうやって補っていくのかというふうなことも、当然これも課題になるんだろうというふうに思っています。

そういったさまざまな問題点があることは十分承知しておりますが、そういったことも含めて今後考えていきたいというふうに思っています。一番最初に市長がお答えした回答の中に、実は避難所運営マニュアルの中でいろいろ検討していきたいというふうなことを回答を差し上げたわけですが、この中にはそういったもろもろのことが全て含まれているというふうに理解をしていただきたいと思います。

例えば一時的な避難所にはさまざまな障害を持った方や、もしくはけがをした方も含めて、もう一時避難所には相当の方が避難してまいります。それを誰がそこで振り分けるのか。これは避難所トリアージと最近はそのように呼ばれていますが、これは病院に限ったことではなくて、もう既にけがをしている方は、例えば学校であればすぐ保健室というところがありますので、保健室を一時的な避難所といいますか、避難所としての学校に福祉的避難の部屋といいますか、そういったものを設けてはどうかとか、そうした場合に学校のほうでもいろいろな考え方があると思いますので、そういったことについては今後詳細を学校なり教育委員会のほうとも十分議論を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

ただ、そういう中で、例えばヘルパーの資格を持った方いませんかとか、何かやはりそうやっていろいろ避難所の中の運営マニュアルの中で規定していく必要性はあるだろうなというふうに思っています。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

ちょっと私のほうから追加させていただきますけれども、答弁の中で、これは県外の施設も含めて指定するということを先ほど私申し上げました。やはり、各学校の、今保健福祉部長言ったところは恐らく一時的な避難場所になると思うんです。長くはこれできませんよね。できればこれは県外にということになると、今防災協定をいろいろなところと、日本海側と、例えば由利本荘だとか、それから村上市だとか、これから酒田とか、そういったところと結ぶわけでございますけれども、それから、あやめサミットの例えば長井市とか、それから友好都市の天童市とか、そういうところと結ばないと充実した施設にはならないんじゃないかなと私は思っています。

ですから、先ほど部長が言った31の身近にある施設だと、大規模災害の場合は恐らくいろ

いろなところからいろいろな方々が来て、もうとてもじゃないけれども入れられる状態ではないということもあるかというふうに思いますんで、その広範囲な範囲までも含めていかなないと私は無理じゃないかなというふうに思っています。

○議長（板橋恵一）

4 番深谷晃祐議員。

○4 番（深谷晃祐議員）

市長の言うこともごもっともだというふうに思います。

やはり、あの震災時に、本当に体育館の中で仕切りがなくて、子供の分けるものもない、高齢者はそのまま、車椅子で来ている人、靴なくなって来ている人、いろいろな人がいて、衛生上もよくないし、やはりそういうことをふだんから想定しているということが大切ですし、また、一番最初に言った震災をもう関東、関西、逆にもうちょっと行くと南海トラフがあるのでみんなちょっと緊張はしていますが、やはり震災も被災地も忘れられているところは、やはり忘れられているような行動しかとっていないなというふうに感じるので、やはりこっちからいいモデルをつくって、そのモデルを同じ日本の中で起きたときに対応できるように、やはりこっちから積極的に発信し続けたいといけないなというふうに思うので、市長が今おっしゃったところも含めてぜひやっていただきたいなというふうに思います。

最後に 1 つ、先ほど出た報告書、避難支援とかの検討会の報告書の中で、その派遣という中でやはり保健師の派遣体制、これもよく強くうたわれております。保健師を派遣するにせよ、デイサービスで使う介護士を派遣するにせよ、やはり協定の中で、これは石川県の輪島市の協定なんですけれども、その協定の中で福祉避難所の設置場所、介助員等に要する人件費ということで、これ災害対策基本法の中で認められているお金なんです。だから、最初にこれをつくっていけば、災害が発生した時点でこの人たちを雇用として雇うことも可能なんです。

だから、そうすると震災後、家がなくなってしまっただけで行方がなくなったから仕事がないという人たちのためにもなるし、だから、そういうところ、本当に横の連携をさまざまとりながら、ぜひお亡くなりになられた方々初め、被害を受けた方々にやはり報いるというのは、その同じ轍を踏まないし、ほかの地域でも踏ませないという、その強い気持ちが大切じゃないかなというふうに思うので、各部署連携を図りながら市長の強いリーダーシップのもとでぜひ頑張ってください。回答は要りません。

○議長（板橋恵一）

7 番金野次男議員の登壇を許します。金野議員。

（7 番 金野次男議員登壇）

○7 番（金野次男議員）

第 2 回定例会一般質問、最後となりましたが、通告どおり順次質問させていただきます。

現在、東日本大震災から得た教訓や職員、市民、防災関係機関のアンケート、県の地域防災

計画で検討されている項目等を統合して、本市独自の多賀城市地域防災計画と職員業務継続計画 BCP の全面修正にかかわる担当職員に敬意を表し、1 カ月の完成まで慌てず焦らず、後世に残る地域防災計画完成を願い、防災訓練から質問に入ります。

①の県民防災の日県総合防災訓練になぜ参加しないのかでございます。御存じのように災害対策基本法第 5 条は市長の責務、災害対策基本法第 45 条は防災訓練の義務、宮城県地域防災計画、市町村地域防災計画に基づき実施するものであります。県の防災訓練は 6 月 12 日、国の防災の日は毎年 9 月 1 日、それに合わせて国県は防災週間関連行事を取り組んでおります。

昨年 1 年間、本市の防災訓練といえば、防災行政無線や J-ALERT の各種多様な機能点検、音響試験等で終わったと私は記憶しております。本年も 6 月 12 日、東日本大震災をもとに、今後も起こり得る震災対策推進条例に定める 25 年度宮城県民防災の日総合訓練計画が、県庁内で大雨と地震、複合災害を想定した訓練、過去最大規模となる 104 機関、3,500 人の訓練報道がありました。

25 年 4 月 15 日、宮城県総務部長から本訓練の参加について照会文書があり、4 月 22 日に返事がされております。訓練内容は図上訓練と実働訓練。図上訓練になぜ本市は参加しないかと県の担当者に直接確認したところ、本市の不参加の理由は、職員がいない、忙しいとの理由で欠席なようですとの回答でございました。私は、交通防災課は現在多忙なのはわかりますが、1 日 1 人の職員が本訓練に参加できない、日程調整ができない、総務部にも責任があると思います。

昨年 9 月 19 日、市長も出席している平成 23 年度多賀城市一般会計決算において同件について質問しております。関係上司の答弁ではしっかりと考えてまいりますとの回答でした。決算委員会では次回からいかに参加するような答弁をしておいて、照会文書が来ると不参加。本市は照会文書に目を通さず、担当課に一任しているのか、関係上司はなぜ参加するように指導できないのか疑問ではありません。本訓練になぜ参加しなかったのかお答えください。

次に、②、本市が 5 年に一度実施している総合防災訓練を見直すべきじゃないか。

平成 17 年 10 月 16 日、多賀城市総合防災訓練、実施場所は桜木グラウンド。5 年後の 22 年 6 月 13 日は陸上自衛隊多賀城駐屯地内で行い、本訓練において成果と教訓を得た地域消防団を初め各関係機関・団体、忘れもしない東日本大震災での人命救助等の活躍、復旧への御支援には、再度感謝と御礼を申し上げます。

私は 5 年に一度の本総合防災訓練は、防災展示型訓練が多く見受けられ、訓練目的から訓練種目、訓練内容は、17 年、22 年、大きく変わっていないのが現実であります。今後の総合防災訓練について、第一に訓練場所を確保するのが大変です。訓練適地としては加瀬沼公園や中央公園しか私は浮かんできません。最後にはどうしても陸上自衛隊多賀城駐屯地をお願いするしかないと思います。

そこで、次回、5 年後に一度見直し縮小し、2 から 3 年に 1 回、単独種目別防災訓練を提

案するわけです。単独種目別訓練とは、最終目的・目標に向かって時間をかけて完遂する訓練でございます。一例を挙げれば、昨年の防災行政無線訓練を反省して全市民の協力を求め、再度市民へ情報伝達手段、防災災害無線聞き取り訓練を行う、聞こえない、聞き取れない場所を何丁目何番地まで確実に拡大した地図上でプロットして、聞こえない場所へは戸別受信機を設置する。もう一度言います。聞こえない場所には戸別受信機を設置し、最終目標である確実な情報伝達が全戸に行くような訓練計画であります。ぜひ見直していただき、単独種目別防災訓練を一度やるべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、③の個別避難訓練の推進でございます。

最近、新聞、ニュース等で個別避難訓練という言葉が多く使われてきております。個別避難訓練とは、あらゆる災害を想定し、初心に戻り、例えば私と両親、私と孫と、また家族全員や隣や隣 3 軒の方々と個別に避難場所の確認、ルートの確認、危険な場所などを確かめ、避難の課題を探る。特にお年寄りの逃げる意欲を育むと同時にお互いの信頼関係を強めるのが狙いでございます。一部行政区において個人で取り組んでいるのが見受けられますが、これからは多賀城広報やホームページ等で掲載して、自分の命は自分で守る、今後個別避難訓練を積極的に広報推進していただきたいのであります。

次に、備蓄計画についてでございます。

災害時は友好都市である太宰府を初め、各方面からの支援、食料や物資が昼夜を問わず届けられ、多くの命が繋がったのは皆様御存じだと思います。震災後、15 年計画を全面見直し、東日本大震災避難者約 1 万 2,000 名を基準に、食料 1 万 2,000 人掛ける 3 食掛ける 2 日、7 万 2,000 食。品目は乾パン、アルファ米、アルファ米には白米と五目御飯、缶詰等が主な備蓄品目計画でございます。

私の提案は、備蓄計画に入っていない女性やお子様、お年寄りに喜ばれている非常食、5 年間保存食パン、534 ブレッドを備蓄品目にぜひ取り入れていただき、賞味期限間近には各学校防災教育の一貫として給食提供もできる、まさに一石二鳥の備蓄品目でございます。

さらに、現在の本市の食糧備蓄確保だけでは限界があることから、市民のとるべき自助の一環として家庭内備蓄、公助として民間企業との協定締結、流通備蓄を今まで以上に推進していただき、防災関係質問を終わります。

2 点目はネット選挙でございます。

まず、ネット選挙とは、選挙期間中に政党や候補者、有権者がインターネットで投票を呼びかけることを認める法改正が 4 月成立し、夏の参議院選挙から適用され、その後は地方選挙戦も含め利用が認められることになっております。皆さん御存じのように、ネット選挙運動は大きくウェブサイト利用と電子メール利用の 2 つに区分されます。

初めに、ウェブサイト利用とは、ホームページやブログ、ツイッター、フェイスブックなどのことです。ネット解禁によってこのウェブ上では政党や候補者、有権者、団体、誰もが選挙運動を自由にできるようになります。例えば〇〇党へ一票と投票を呼びかけたり、候補者の顔写真、活動報告の紹介、実績などの広報や演説会の内容を案内することができます。ま

た、街頭の演説などの動画も制限なく配信することができるのがウェブサイト利用なのです。

一方、電子メールとはといいますと、選挙活動のための電子メールの活用は政党と候補者に限られております。政党と候補者なので、この場合は省略させていただきます。

私は、今回の法改正はインターネット上で選挙期間中に主義主張を発信する機会がふえたことは非常にありがたい。若い世代を初め、広範な人々の重要な情報伝達の手段の一つ、若年層の投票率が大幅なアップになると、よい法改正だと思っている一人でございます。

一方、怖いというか恐ろしいこともあります。ネット上に一度流れた情報は取り消すのが非常に困難であることや根拠のない誹謗中傷な文言やいたずら、また、候補者に成り済ましての投稿等があるのでは。今後、夏の参議院選挙を初め、これからの地方選挙等、インターネットを利用した市民へ法改正の啓発をどのようにしているのかを伺うものでございます。

最後に、塩釜地区の一部事務組合の統合について伺います。

本市が構成市町として参画している一部事務組合には、平成9年4月から塩釜地区環境組合、昭和45年4月から塩釜地区消防事務組合、昭和40年7月から宮城東部衛生処理組合の3つがあります。これらの一部事務組合の統合については、平成17年度に2市3町議員連絡協議会が提出した意見書を契機として2市3町における検討が進められてきたところであります。

それ以来8年間が経過しております。その間いろいろなことがありましたが、統合に向けた検討は現在どのような状況になっているのかを伺います。

私は、事務処理の効率化や組合議会の活性化等の観点から、基本的には3つの一部事務組合を全てを統合する方向で取り組むべきと常々考えております。その一方で、一定の結果を出す時期に来ているのではないかと考えている次第でございます。

そこで、これまでの検討を踏まえた現実的な対応策として、まず構成市町が同一である塩釜地区環境組合、塩釜地区消防事務組合を統合していくことを検討すべきと考えますが、市長の見解を伺い、1回目の質問を終わります。

○議長（板橋恵一）

市長の答弁を求めます。市長。

（市長 菊地健次郎登壇）

○市長（菊地健次郎）

金野議員の御質問にお答え申し上げます。

2点目の御質問のネット選挙につきましては選挙管理委員会事務局から回答をさせますので、私からは防災訓練、備蓄計画について及び一部事務組合の統合についてを御回答申し上げます。

初めに、防災訓練についての御質問でございますが、1点目の県総合防災訓練の参加についてですが、本市では25年度、6・12総合防災訓練には宮城県総合防災情報システムを活用しての情報伝達訓練に参加いたしました。また、当日は多賀城市消防団との通信訓練を実



施いたしました。

ちなみに宮城県全体でございますけれども、図上訓練と公共情報コモンズ入力訓練、これには7自治体が参加しております。図上訓練のみは1自治体で、多賀城が入っているのは公共情報コモンズ入力訓練のみというのが26自治体ということで、不参加が1自治体という状況でございます。

次に、本市防災訓練の見直しについてでございますが、現在進めている地域防災計画の見直しの中で変更を考えております。具体的には、今までの5年に一度の展示型訓練を一掃し、災害に対する意識を風化させない住民主体型の訓練を毎年継続するよう考えてございます。先ほど金野議員から単独種目別防災訓練というものもやってみたらという話もございました。どのようなやり方があるか、この中で、毎年やるのであればいろいろな形が考えられるかと思っております。その辺のこともあるいは視野に入れながらということになるかなというふうに思います。

それから、広報が聞こえないというところもプロットしたらということで、今かなりそちらのほうは頻りに訂正したりなんかはやっているわけでございますけれども、まだやり切れていないところもあるいはあるかと思っております。注意していきたいと思っております。

また、ことしの総合防災訓練は11月4日月曜日を予定しております。なお、11月4日は11月3日が文化の日、日曜日の振りかえ休日となっております。

次に、個別避難訓練の推進についてでございますが、総合防災訓練の中で災害伝達訓練及び避難訓練を計画しております。具体的には災害時における要援護者等への情報伝達要領や避難誘導要領について考えております。

2点目の備蓄計画についてでございますが、平成24年度以降、順次計画を進めており、現在の計画数量では7万2,000食としておりますが、既に7万5,000食を備蓄しております。その食料の内訳といたしまして、乾パン、アルファ米のほか、食べやすいクラッカーも準備しております。

今後は計画に基づき備蓄食料の更新を随時行ってまいります。その中で議員御指摘のように子供や高齢者に優しい非常食も備蓄品目に加えるよう検討してまいります。

最後に、塩釜地区の一部事務組合の統合についてですが、この件につきましては2市3町の首長で構成しております塩釜地区広域行政連絡協議会において検討を行ってまいりました。一時東日本大震災などの影響により検討を見合わせた時期もございましたが、昨年度から検討を再開し、5月に開催された協議会において、金野議員から御提案いただいた方向性で統合を進めることで基本的な合意を見たところでもございます。

現在、塩釜地区消防事務組合と塩釜地区環境組合の統合に向けた体制を平成25年度中に整え、平成26年度から新体制へ移行することを目標として、協議会事務局である塩竈市と両組合の事務局職員とで今後の手続などの洗い出しを行っているところでございます。

今後、2市3町それぞれの議会において議決をいただきながら進めていくこととなりますが、詳細がわかり次第説明会を開催するなど、2市3町の足並みをそろえながら統合へ向

けて進めてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願い申し上げます。

私からは回答は以上でございます。

○議長（板橋恵一）

選挙管理委員会事務局長。

（選挙管理委員会事務局長 今野 淳登壇）

○選挙管理委員会事務局長（今野 淳）

2点目のネット選挙については選挙管理委員会事務局からお答え申し上げます。

御質問のとおり公職選挙法の一部が改正され、今度の参議院議員通常選挙の告示日からインターネットを使った選挙運動ができるようになりました。今月の3日に宮城県選挙管理委員会の説明会が開催され、総務省でもPRに努めているところであります。

本市でも広報多賀城の7月号に総務省作成の解説チラシを同封し、各世帯に配布するとともに、市のホームページにも改正の趣旨を掲載し、総務省のサイトにリンクを張るなど、有権者である市民の方々にお知らせしてまいります。

なお、マスコミ等ではネット選挙という言い方がよく使われておりますが、そのこともあってか、今回の改正でインターネットでの選挙運動が解禁されたということ、インターネットから投票ができるようになったと誤解されている傾向があるようでございますので、この点も含めまして市民の方々へのPRや啓発を行っていきたいと思います。

以上でございます。

○議長（板橋恵一）

7番金野次男議員。

○7番（金野次男議員）

私は総括なので2回しか再質問できませんので、1点目は防災訓練、備蓄計画について伺います。

まず1回目です。12日、県防災の日は何で参加できないかと私、5月の末に2市3町の震度計について今まで調整したことを聞き取りに行きました。そうしたら、最初に言われたのがなぜ参加できないんですかと言われました。文書で先ほど言ったのは22日に御返事を出しているわけなんですよ。返事出すのが余りにも早い。もう5日間くらいで出しているんですよ。どうでどう回っているかわからないけれども、これはこれとして、それについて参加するように言ってくださいとの意見でした。

私は去年の、市長も多分わかっていると思うんですけども、決算委員会るとき言っているんです。そして、上司の方が参加させるような旨も言っている。去年に続き今年も参加させないというのは、私は本当に疑問でなりません。その点はしっかりと幹部、幕僚ですか、副市長、部長の人たちはその辺を見てしっかりやっていただきたい。

これから今地域防災計画をうちで進めているんですよ。県から放射能とか、いろいろな資料をもらうのに、県から来たときは行かない。県に資料くれ。そういうルールは私はいけないと思います。だから、一応こういうときはしっかり案内来たら、1人だよ、1人。私、12

日、全部総務部の庁舎を回りました。どこの机が空いているか。そして、ネットでも調べました。学校関係も調べました。どういう行事をやっているのか。忙しいと言うから相当な何かあるんだなと思っていましたならば、一番忙しいのは議会開催なんです。それについてこれから十分協議してください。

それから、市長がさっき、私は間違った答弁だと思います。私の記録では市町村の図上訓練は8、そしてコモンズ、コモンズというのはこれはもう取り入れている市町村、蔵王と大衡は取り入れているんです。そして、コモンズというのはどういうものかということ、災害情報のある県庁のサーバーに入れて、県庁のサーバーから報道機関、テレビ局は5社、ラジオはFM入れて3社、そしてドコモとかNTTとか、そういうところに配信になってやるのがコモンズ。これは入力の実働訓練と言っているんですけども、さっき市長は、ちょっと33と私聞いているんですけども。資料を持って。市長はちょっと答弁間違っているんじゃないかなと思います。

そういうことで、次回からは必ず参加させると。そして、図上訓練、この種には目を通すと。各課に任せないで、そういう答弁をお願いします。

それから、5年に一度、前は22年6月13日、その前は桜木。桜木でやったときは非常に地域の住民の皆様に駐車場で御迷惑をかけました。そして、私はいつも決算予算等において必ず駐車場の確保とか、そういうものをやらなくてはいけないから加瀬沼や中央公園しかできないんじゃないかと常日ごろ言っています。そして、最終的にはやはりトイレの問題とか水の問題とかで自衛隊多賀城駐屯地をお願いするしかないんです。

多分ことしも何か11月4日、総合防災訓練、種目は大体同じぐらい二十五、六でやるんですけども、どこ、加瀬沼か中央公園でできなかつたら多分自衛隊駐屯地でやると思うんです。私の考えでは。

それはそれとして、そういうものがあるのになぜ単独種目別訓練、種目別というのは市においては訓練のときは25前後の種目を訓練します。広報訓練や非常呼集訓練や通信訓練。そういうものを、例えば去年は東日本大震災調査特別委員会でアンケートが一番に出ているのは情報収集や伝達体制を徹底してくれというアンケートがこの前説明を受けました。その次に先ほど深谷議員、市長も言いましたけれども、要援護者の避難支援訓練をしっかりとやってくれと。そして、高台への避難訓練も取り入れてくれと。この3つが大項目なんです。それで、1項目めの、私はあえて言ったわけなんです。現在53基ある災害防災無線を置いて、その後は聞き取り調査をしっかりとやって、市民からほとんど全部聞こえる、聞こえないところは戸別受信機をつけて、最終的には全戸に聞こえるような設置をしますと、市長、そのぐらいのことを言ってもらえば万々歳なんですけれども、この辺はそういうことを訓練をやってもらうことです。

次、③の備蓄計画、これも回答をお願いします。備蓄計画については、震災のときを思い出してください。友好のきずな。太宰府。私、16日来たんですけども、太宰府のトラックが16日、12時間かけて多賀城に来ましたね。あれを見て私は「ああ、友好都市のきずなと

いうのはすごいな」と思いました。その週に「また来週来ますから」と言って、その次の週に同じ時刻のとおり、今度は食料 1 万食持ってきているんです。そういうものを友好都市、もちろん太宰府だけじゃなくいろいろな市町村、各方面からこの食料備蓄はいただいているんですけれども、そういう友好都市のきずなというのは、私はあのときぎゅっと感じて、今回提案したのは子供、お年寄りに優しい非常食、これは答弁要りません。取り入れると言っていますから本当にありがとうございます。まず、この①、②、③についてお伺いいたします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

まず冒頭に申し上げますけれども、先ほど答弁のときに真っ先に今度は参加しますと言えばよかったのを私は忘れてしまって、そのことを言わなかったのを申しわけありません。来年からは必ず参加させますので。必ず参加させますので御了解をいただきたいと思います。あと、この総合防災訓練とちょっと総務部長のほうから細かいところを答弁させますからよろしくお願いたします。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

先ほど市長の答弁の中で各市町村の参加状況のところについて、これ答弁した内容と実は一緒なんですけれども、訓練の参加の種類が異なっていましたのでそこでの件数ということになりますので、ちょっとこの辺説明させていただきたいと思います。

まず、県庁で行われた図上訓練には県内 8 自治体が参加してございます。この中で図上訓練のみの参加が 1 自治体ありましたんで、先ほどの 7 自治体というふうなお話をさせていただいたということでございます。

それから、公共情報コモンズの入力訓練でございますけれども、これにつきましても先ほど市長のほうからは 26 自治体ということだったんですが、これも図上訓練に参加している自治体とコモンズの入力訓練に参加している自治体合わせますと 33 団体ということになりますんで、これも先ほどダブルしている分を引きますと 26 団体ということになろうかと思えます。

それから、訓練の種目等々につきましても議員おっしゃるような形で、特に住民主体の訓練になるような訓練メニューで次回の総合防災訓練については考えてまいりたいと思っております。

○議長（板橋恵一）

7 番金野次男議員。

○7 番（金野次男議員）

必ず参加すると、あと訂正分がありましたから終わります。

次、ネット選挙でございます。ネット選挙、まず事務局長、きょう来たら皆さんの机上の上  
にこのようなものが上がっていてありがとうございます。次の国政選挙からインターネット  
を使った選挙運動ができるようになります。そして、これらの禁止行為は処罰の対象とな  
ります。こういうパンフレット、本当にありがとうございます。

先ほど事務局長も言われたように、私は一番先、ネット選挙と言ったから家で選挙できるの  
と、確かにそう思いました。この辺をよくどのように市のほうでは理解しているのかなと思  
って、推進か啓発かどちらにするか私迷ったんです。それで、辞書を調べたら、啓発とは  
無知の者を、また一般の人の気がつかない点について知識を開き導くこととなってい  
ますので、啓発のほうをうたったわけでございます。

先ほども言いましたように、私はこのインターネット法改正で必ず投票率が上がると思  
います。思い起こせば市長選が来年ありますね。市長選で昭和 30 年から 50 年までは最高で  
90.80%の投票率なんです。最低でも 86.24%。そして、ずっと不在者投票がありまして、  
先般市長が第 1 回目立候補したときは 48.29%。これを私は上回ればいいなと思っている  
んです。はっきり言って、30 年代、40 年代の 80%、90%じゃなく、この 48.29%を来  
年の 8 月にぜひとも超えるような、このネット選挙で何ほか力を入れていただき、そして、  
選管のほうではこれの資料に基づいてしっかりと啓発項目をやっていただきたい。これは  
答弁要りません。

最後に、各 2 市 3 町の統合について確認だけします。ちょっとずらずらっと書いたんです  
けれども、現在 2 市 3 町の首長たちの行政連絡会議ですか、それにおいて方針が定まり、  
これから 2 市 3 町それぞれの議会の説明会、またいろいろな順序、ルールに従い 26 年の  
統合に向け足並みをそろえる、これでいいのか。これだけ答弁をお願いします。

○議長（板橋恵一）

市長。

○市長（菊地健次郎）

私、先ほど説明いたしましたように、2 市 3 町それぞれの議会において議決をいただきな  
がら進めていくこととなりますということでございますから、その流れでやりたいとい  
うことでございます。よろしく願いいたします。

○議長（板橋恵一）

ここで 10 分間の休憩といたします。再開は 2 時 35 分といたします。

午後 2 時 23 分 休憩

---

午後 2 時 34 分 開議

○議長（板橋恵一）

再開いたします。

---

日程第 3 議案第 56 号 工事請負契約の締結について

○議長（板橋恵一）

この際、日程第 3、議案第 56 号 工事請負契約の締結についてを議題といたします。  
職員をして議案を朗読させます。

（局長 議案朗読）

○議長（板橋恵一）

市長から提案理由の説明を求めます。市長。

○市長（菊地健次郎）

議案第 56 号 工事請負契約の締結についてであります。これは平成 25 年度公共下水道雨水工事（高橋-1-7 工区）について、記載の相手方と記載の金額による工事請負契約を締結することについて、地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号の規定により議会の議決を求めるものであります。

なお、詳細につきましては関係部長に説明させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

それでは、議案第 56 号について説明をさせていただきます。3 ページ、入札執行調書をごらんいただきたいと思っております。

入札件名は平成 25 年度公共下水道雨水工事（高橋-1-7 工区）、施工場所は多賀城市八幡一丁目、仙台市宮城野区中野字大貝沼地内であります。

提案しております工事につきましては、多賀城市工事請負業者選定委員会において審議した結果、多賀城市建設工事総合評価一般競争入札施行要綱に基づく総合評価方式による制限つき一般競争入札にて行うことに決定し、その告示を平成 25 年 5 月 24 日に行っております。

これにより入札参加申請書提出期限の 6 月 5 日までに入札参加申請書が提出された申請者について入札参加資格を審査し、承認した業者により 6 月 12 日、市役所会議室において入札を執行しております。

次のページをごらん願います。

総合評価方式の評価調書でございます。入札の結果、価格評価点と価格以外の評価点を合計した総合評価点が最も高い者を落札候補者として審査した結果、6 月 13 日に草刈建設㈱を落札者と決定し、翌 14 日に入札価格 3 億 7,500 万円に消費税等相当額の 1,875 万円を加えた 3 億 9,375 万円で仮契約を締結しております。

なお、工事の概要等につきましては建設部長から説明させますので、よろしくお願いいたします。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

それでは、6ページをお開き願いたいと思います。

繰り返しとなりますが、工事名につきましては平成25年度公共下水道雨水工事（高橋-1-7工区）でございます。

続きまして、7ページでございますが、工事場所につきましては多賀城市八幡一丁目及び仙台市宮城野区中野字大貝沼地内でございます。高橋雨水幹線のJR仙石線と国道45号の区間に幅5.5メートル、高さ1.8メートルのボックスカルバートを総延長123.72メートルの整備を行うものでございます。工事期間につきましては、契約締結日の翌日から平成26年3月25日までを予定しております。

8ページ、9ページをお開き願いたいと思います。平面図並びに標準横断図をごらんいただきたいと思います。

施工の方法はオープンシールド工法になります。この工法は仮設鋼矢板による土砂等の流出抑制を必要とせず、かつ重機をマシンの上に搭載して施工となるため、今回の工事箇所のように狭小な地区での施工には最適な工法でございます。近接する家屋への影響も少なくできる工法でございます。

なお、本工事は当初予算で延長150メートルで計上させていただいておりましたが、先日、6月14日の補正予算特別委員会で根本委員の御質疑の中で労務単価の見直しということと、この予算を計上した当時は前年度の労務単価で計上して150メートルということでしたが、4月以降、国のほうでも労務単価を上げたということもありまして、それに基づいて設計したところ、123.72メートルまでの施工となったということで、不足分については今後国に対して要望していきたいというふうに考えておりますので、よろしくひとつお願いしたいと思います。

以上で工事の概要の説明を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。4番深谷晃祐議員。

○4番（深谷晃祐議員）

本当に素晴らしい工事が始まるなということで大変ありがとうございます。

これ今部長の説明の中で、労務単価のことで足りない部分というふうにおっしゃったのは、図面を見ると左側のこの部分なんですかね。仙石線まで行くそのちょっとの間のところ。この部分に関してはそこが整い次第また再度発注するという格好なんですね。

あわせて、仙石線のその下の部分も協議していると思うんですけども、その辺をあわせて、たしか当初の計画だと震災の年に始まって、計画で26年の年度末で全てが終了する予定だったかと思うんですけども、今回これを発注したことで、これが来年の3月25日までなので、全体でJRとの協議の進捗状況あわせて、今のところの見込みで結構なので完全終了予定を教えていただければと思うんですが。

○議長（板橋恵一）

建設部長。

○建設部長（鈴木 裕）

今議員おっしゃるとおり、当初平成 26 年度末までということで計画してございました。震災後に急遽といいますか、三陸自動車道の 4 車線化とインターチェンジの着工が決まったということもありますし、この場所はそれとちょうど重複する工事箇所なものですから、その部分の工事調整あるいは地権者との用地交渉、さらに JR との協議等にかなり時間を要したということがございまして、今、現時点では平成 28 年度まで延びてしまうという状況でございますので、そのような、なるべく早く施工は進めていきたいと思いますが、最終的には JR との施工協議という形が一番影響が多いかなというふうに思いますので、なるべく早く詰めていきたいというふうに思っていますが、今現時点では 28 年度という形になるということでございます。

○議長（板橋恵一）

ほかにございませんか。17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

今回の入札の件で、総合評価方式でやったということで 4 ページのその評価表がありますが、今回指名された契約金で決定された業者は総合評価から全部他社よりもすぐれておたと、そしてまた、入札金額も一番低価格であったというふうに見るんですが、そういう見方をしておいてよろしいのか。

○議長（板橋恵一）

総務部長。

○総務部長（内海啓二）

そのような見方で結構でございます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

今後、企業評価でゼロのところもあるわけですが、指名、この中に入っているわけですが、企業評価でゼロであっても総合評価方式では一応対象になっていくんだというふうに理解しておいてよろしいんでしょうか。

○議長（板橋恵一）

管財課長。

○管財課長（柴田吉弘）

そのとおりでございます。

○議長（板橋恵一）

17 番竹谷英昭議員。

○17 番（竹谷英昭議員）

予定価格との差はどのくらいでしょうか。



○議長（板橋恵一）

管財課長。

○管財課長（柴田吉弘）

予定価格との差は、資料の3ページ右下に予定価格の記載がありますけれども、3億8,588万6,000円から入札金額の3億7,500万円を差し引きますと1,088万6,000円となります。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

パーセントで幾らになりますか。

○議長（板橋恵一）

管財課長。

○管財課長（柴田吉弘）

予定価格と入札価格のパーセントですけれども、予定価格を100とした場合、入札金額は97.17%になります。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

金額の差は大体、今あそこはやられていますけれども、97%台の状況にあるというぐあいに理解しておいてよろしいでしょうか。県の工事なんかとの相互調整でどの位置におられるか対比したことはあるのでしょうか。

○議長（板橋恵一）

管財課長。

○管財課長（柴田吉弘）

宮城県が発注している工事と対比したということは今までございません。

○議長（板橋恵一）

17番竹谷英昭議員。

○17番（竹谷英昭議員）

これからの工事については状況がどう執行されているかということもやはり見定めていくことが大事ではないかと思うんですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（板橋恵一）

管財課長。

○管財課長（柴田吉弘）

議員おっしゃるとおり、宮城県、それから例えば大量発注をしている仙台市、行政規模の大きいところ、それから近隣市町の動向などもこれからは検討してまいりたいと思います。

○議長（板橋恵一）

あとございませんか。

(「質疑なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。この際、討論を省略し、直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

これより議案第56号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(板橋恵一)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### 日程第4 請願・陳情

○議長(板橋恵一)

日程第4、請願・陳情に入ります。

請願第1号 生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願書を議題といたします。

本請願については、文教厚生常任委員長の報告を求めます。

9番佐藤恵子議員。

(文教厚生常任委員会委員長 佐藤恵子議員登壇)

○文教厚生常任委員会委員長(佐藤恵子)

文教厚生常任委員会に付託されました請願審査を報告いたします。

本委員会に付託された請願は、審査の結果、下記のとおり決定いたしましたので、多賀城市議会会議規則第78条第1項の規定により報告いたします。

1、審査事件は、生活保護基準の引き下げはしないことなど国に意見書提出を求める請願書であります。

2、審査の経過であります。平成25年第1回定例会において本委員会に付託を受けた上記事件について、平成25年4月24日に委員会を開き、審査をいたしました。

3、請願の趣旨であります。生活保護基準の引き下げは、生活保護受給者の健康で文化的な最低限度の生活を脅かし、最低賃金、年金並びに就学援助など各種制度の切り下げにつながります。

国民生活の最低保障基準の土台である生活保護制度については、国が責任を持って保障す

べきものであり、下記の意見書を国へ提出するよう求めるものです。

- (1) 生活保護の老齢加算を復活すること。
- (2) 生活保護基準の引き下げはしないこと。
- (3) 生活保護費の国庫負担は現行の75%から全額国庫負担にすること。

4、審査の結果につきましては、不採択とすべきものと決しました。

生活保護制度は、国民の健康で文化的な最低限度の生活を保障する制度であり、最後のセーフティネットと言われるもので、保護基準の引き下げは各種制度に影響が生じるものと考えます。

しかし一方では、生活保護世帯が働いている世帯の収入を上回る逆転現象が起きるなど、生活保護制度そのものを是正する検討が必要であり、請願の3項目だけを捉えた意見書では不十分であるとの意見が多数となり、本請願は不採択と決しました。

以上で委員長報告を終わります。

○議長（板橋恵一）

以上で委員長の報告を終わります。

ただいまの委員長報告に対する質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

この際、討論を省略し直ちに採決に入りたいと思います。これに御異議ありませんか。2番 戸津川晴美議員。

○2番（戸津川晴美議員）

それでは、生活保護基準の引き下げをしないことなど国に意見書提出を求める請願書に賛成の立場で討論させていただきます。

国が今回生活保護基準を引き下げる根拠の一つといたしまして、生活保護世帯が増加しているということが挙げられております。しかしながら、生活保護世帯の多くは年金受給者でありまして、年金だけでは暮らせない年金制度にこそ問題がございます。しかしながら、年金は既にことし10月から引き下げられることが予定されております。これでは生活保護世帯の減少にはつながらないと考えます。

また、この制度がかつてなく制定以来初めての6.5%という大幅な削減をすること、さらにはこの制度が福祉に関する多大な多くの制度に影響を与えること、また、基準の見直しの根拠といたしましたものは今まで触れてはならない、あってはならないとされていた生活貧困者の最下位の階層10%と生活保護世帯を比較したことなど、問題は多々あります。

また、今国に求められることは生活保護の引き下げではなく、生活保護をさらに引き上げ、生活保護者の人たちが自立に向かってしっかりと前向きに歩いていける、その応援をすることこそ大切であると考えます。

また、生活保護世帯は今、捕捉率が 2 割にとどまっているということも、このことは国連からも指摘をされまして、欧米諸国のように 7 割、8 割としていくためには、日本にある生活保護に対する羞恥心、これを払拭しなければならない。生活保護は国の施しではなく、生活者としての権利であることを広く国民に周知をするよう、このような勧告も出ていることを御存じだと思います。

また、ハリー・ポッターの著者が、生活保護を受けながらあの大作を仕上げ、今では高額納税者であるということも、このこと自体がしっかりとした生活保護の制度こそ自立への道であることを示していると考えます。

さらに今、参議院で審議されております子供の貧困対策法の精神、子供を貧困の連鎖から断ち切るためにも、この施策は矛盾しているのではないかと考えます。

以上の理由から本請願は採択すべきものと考えます。議員の皆様の御賛同をよろしくお願いをいたします。

○議長（板橋恵一）

次に、本請願に対する反対討論の発言を許します。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

これをもって討論を終結いたします。

これより請願第 1 号を起立により採決いたします。

本請願についての委員長報告は不採択でありますので、提出された請願について採決いたします。請願第 1 号を採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（起立少数）

○議長（板橋恵一）

起立少数であります。

よって、請願第 1 号は不採択とすることに決しました。

請願第 2 号 国民年金法等の特例水準の解消を実施しないことを国に求める意見書提出の請願書を議題といたします。

この際、請願書の朗読を省略し、直ちに紹介議員から内容の説明を求めます。

1 番柳原清議員。

○1 番（柳原 清議員）

国民年金法等の特例水準の解消を実施しないことを国に求める意見書提出の請願書について、紹介議員として提案理由の説明をさせていただきます。

全日本年金者組合多賀城支部斎藤規夫支部長から提出をされました国民年金法等の特例水準の解消を実施しないことを国に求める意見書提出の請願書についてでございます。

この請願は、国民年金の老齢基礎年金 2.5%引き下げを行わないでいただきたいというものでございまして、この特例水準が設けられた当初は、いずれ物価や賃金が上昇した際、本来水準との差額分を相殺すれば特例水準を解消することができるかと予想されておりました。

しかしながら、経済状況が低迷する中、物価や賃金の下落傾向が続き、特例水準が解消されずに今日に至っております。この間、だんだんと高齢者の生活が厳しくなっております。現在、老齢基礎年金のみの受給者は1,067万人に上り、2011年度の受給者の平均月額が4万9,632円にすぎません。また、公的年金を受給している高齢者世帯の実に56.7%が年金収入のみで生活をしており、公的年金が老後の生活を支えているのが実態です。

このような状況下で、段階的にはあれ特例水準が解消されると、低所得の年金受給者の生活への影響は非常に深刻です。既に消費者物価指数の下落により公的年金支給額が2年間続けて引き下げられております。デフレの影響により物価が下がっているとしておりますが、その一方、電気、灯油、食料品、生活必需品は値上がりをしております。

なお、年金の特例水準の解消とあわせて児童扶養手当、特別児童扶養手当、障害児福祉手当、被爆者の健康管理手当など、各種手当の特例水準も解消されることになっており、その影響も非常に大きいと思います。特に東日本大震災から一日も早く立ち直るためにも速やかな地域経済の回復が必要であり、この観点から年金削減は中止をしていただきたいということが請願理由でございます。

以上、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（板橋恵一）

これをもって紹介議員の説明を終わります。

お諮りいたします。請願第2号については文教厚生常任委員会に付託の上、閉会中の継続調査にしたいと思っております。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（板橋恵一）

御異議なしと認めます。よって、請願第2号は文教厚生常任委員会に付託の上、閉会中の継続調査とすることに決しました。

次に、陳情第1号 日本政府に対して、「核兵器全面禁止の決断と行動を求める」意見書提出のお願い、陳情第2号 道路状況について、以上2件の陳情書が提出されておりますので、その写しを配付いたしました。

この際、朗読は省略いたします。

---

○議長（板橋恵一）

次に、各組合等議会の報告をいたします。

各組合等議会の報告は、お手元に配付した文書のとおりであります。

この際、朗読は省略いたします。

これをもって各組合等議会の報告を終わります。

---

○議長（板橋恵一）

以上をもちまして今期定例会に付議された案件は全て議了いたしました。

これにて平成 25 年第 2 回多賀城市議会定例会を閉会いたします。

どうも御苦労さんでございました。

午後 3 時 03 分 閉会

---

以上、地方自治法第 123 条第 2 項の規定によりここに署名する。

平成 25 年 6 月 19 日

議長 板橋 恵一

署名議員 米澤 まき子

同 金野 次男